

| | | |
|----------------|---------------------------------|---------|
| 会 議 名 | 富田裕樹市長の不適切な庁舎使用等に関する 調査特別委員会 | |
| 開催日時 | 令和3年1月20日（水） 午前10時 | |
| 案 件 | | ページ |
| | 証人尋問…………… | 4 |
| | 次回の委員会で出頭を求める証人について………… | 115 |
| | 証人尋問事項の協議について…………… | 117 |
| | 証人出頭要求について…………… | 118 |
| 出席議員 | 委 員 長 | 渡 邊 千 芳 |
| | 副 委 員 長 | 前 田 敏 |
| | 委 員 | 西 垣 智 |
| | 委 員 | 荒 木 眞 澄 |
| | 委 員 | 藤 原 美知子 |
| | （ 議 長 ） | 多 田 隆 一 |
| | （ 副 議 長 ） | 山 元 建 |
| 欠席議員 | | |
| 説 明 員 | 議 会 事 務 局 長 | 梶 野 祐 子 |
| 証 人 | 副 市 長 | 元 平 修 治 |
| | 副 市 長 | 岡 田 正 文 |
| | | 一 般 職 員 |
| 会議事項及 びその結果 | 別紙のとおり | |

(午前10時00分開会)

○渡邊千芳委員長 おはようございます。ただいまから第4回富田裕樹市長の不適切な庁舎使用等に関する調査特別委員会を開会いたします。

本日も本委員会の法的助言者である田島弁護士に御出席をいただいておりますので、よろしく願いいたします。

では、案件に入ります前に、御報告と確認がございます。

まず、昨年12月24日開催の第2回委員会において実施が決定し、医療職を除く本市の全正規職員及び再任用職員を対象に行った富田市長のパワハラ疑惑に関わるアンケートですが、このたび集計が完了いたしました。回収したアンケートは796人中745人で、回収率は93.6%でした。委員会を代表いたしまして、アンケートに御協力いただいた職員に対して、厚くお礼を申し上げます。今回のアンケート結果を証人喚問など、今後の委員会運営に生かしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、本日の進行についてです。1月13日開催の第3回委員会において、本日の証人尋問のうち、午後に開催予定の一般職員1名に対する証人尋問は、証人のプライバシーの配慮や発言しやすい環境整備などの観点から、秘密会として第3委員会室で開催し、委員外議員の傍聴についても認めず、議事の記録は公表しないことに決定しておりますので、よろしく願いいたします。

なお、秘密会とする調査終了後は、再度こちらの議場に戻り、公開の場で次第の2番、次回の委員会で出頭を求める証人について以降の案件を協議いたしますので、よろしく願いいたします。

したがいまして、次第の2番以降の協議につきましては、午後6時頃になるものと考えておりますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

次に、確認でございますが、本日は報道機関から撮影及び録音の申出がありました。本委員会の運営要領では、報道関係者からテレビ及び写真撮影等について申出があった場合、委員長はその都度、委員会で協議し、許可等を決定することになっております。先ほど確認いたしましたでしたが、秘密会とする調査部分については、当然テレビ及び

写真撮影並びに録音はできませんが、それ以外の部分についてはいかがさせていただきますでしょうか。

○藤原美知子委員 報道関係者による録音については、許可をする。そして、テレビ及び写真撮影については、証人のプライバシーに配慮をして、証人尋問以外を許可し、証人が入室し、証人尋問終了後、退室するまでの間は禁止をしてはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○渡邊千芳委員長 ほかに御意見ございますか。

(「なし」の声あり)

○渡邊千芳委員長 では、ただいまの御意見のとおり、本日の委員会で秘密会とする調査部分以外については、報道関係者による録音についてはこれを許可するとともに、テレビ及び写真撮影については、証人尋問以外を許可し、証人が入室し、証人尋問終了後、退室するまでの間は禁止したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○渡邊千芳委員長 では、そのようにさせていただきます。

なお、傍聴人に申し上げます。傍聴人による撮影、録音は禁止されておりますので、よろしく願いいたします。

では、案件に入ります。

まず初めに、証人尋問の進め方についてです。本日は、元平証人、岡田証人及び一般職員の3名の証人尋問を予定しております。まず、私のほうから主尋問を行った後、各委員から個別尋問を行います。なお、個別尋問の順番ですが、証人ごとに順番を決めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○渡邊千芳委員長 ありがとうございます。では、個別尋問の順番ですが、3証人とも藤原委員、荒木委員、前田副委員長、西垣委員、荒木委員の順番でそれぞれ行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○渡邊千芳委員長 では、そのようにさせていただきます。

次に、尋問時間についてです。

それでは、説明は前田副委員長にお願いしたいと思います。

○前田敏副委員長 それでは説明をいたします。前回の委員会でも御説明いたしましたとおり、本委員会の運営要領において、尋問の時間は証人1人当たり、おおむね1時間から2時間程度とされておりますことから、各委員からの個別尋問はそれぞれ15分程度を目安に行っていただきたいと思います。ただし、主尋問において、予定以上に時間を要した場合は、各委員の個別尋問の時間を調整させていただく場合がありますので、御了承願います。

なお、主尋問及び個別尋問終了後、時間の許す範囲で、最初の尋問の補足的な尋問については認めたいと思います。

○渡邊千芳委員長 尋問時間については以上のとおりですが、何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○渡邊千芳委員長 では、尋問時間については、各委員からの個別尋問をそれぞれ15分程度を目安に実施させていただき、その後、時間の許す範囲内で追加の尋問を受けたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○渡邊千芳委員長 では、そのようにさせていただきます。

それでは、証人尋問に入ります。

報道機関の皆様申し上げます。この後からは、証人尋問終了後、証人が退室するまでの間、撮影はできませんのでよろしくお願いいたします。なお、当委員会の決定に反した場合は、確認した時点で退室を願うことにいたします。

では、証人入室のため、暫時休憩をいたします。

(午前10時05分休憩)

(午前10時06分再開)

○渡邊千芳委員長 再開いたします。

元平証人におかれましては、お忙しいところ御出席いただき、誠にありがとうございます。本委員会の調査のために御協力のほどよろしくお願いいたします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることとなっております。これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることとなっております。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族もしくは3親等内の姻族の関係があり、またはあった者、証人の後見人または証人の被後見人が刑事訴追や有罪判決を受けるおそれがある、または名誉を害すべき事項に関するとき。医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理人、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にあった者が、その職務上、知った事実であって、黙秘すべきものについて尋問を受けるとき。技術または職業の秘密に関する事項についての尋問を受けるとき。以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨申出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もし、これらの理由がなく証言を拒んだときは、6か月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることとなっております。

さらに、証人に証言を求める場合は宣誓をさせなければならないこととなっておりますが、この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族もしくは3親等内の姻族の関係にあり、またはあった者、証人の後見人と被後見人の関係にある者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときには宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことができません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁錮に処せられることとなっております。

以上のことを御承知いただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

傍聴人、報道関係者も含め、全員御起立をお願いいたします。

(全員起立)

○渡邊千芳委員長 それでは、証人は、宣誓の朗読をお願いいたします。

○元平修治証人 私は、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。

○渡邊千芳委員長 では、宣誓書に署名捺印をお願いいたします。

(元平証人 宣誓書に署名、捺印)

○渡邊千芳委員長 元平証人、先ほどの宣誓の朗読のときに、日付とお名前をお忘れでした。

○元平修治証人 申し訳ございません。令和3年1月20日、元平修治です。

○渡邊千芳委員長 では、皆さん、お座りください。

(全員着席)

○渡邊千芳委員長 これより証言を求めることとなりますが、証言は、証言を求める範囲を超えないこと、発言の際には、その都度委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。

なお、証言の際は、着席のまま御発言いただいて結構ですが、できるだけ結論から御発言いただき、またゆっくりと端的をお願いいたします。

次に、証人席にはメモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、必要によりお使いいただいて結構です。

なお、各委員に申し上げます。本日は、事前に証人に通知いたしております証言を求める事項について、証人より証言を求めるものでございます。尋問に当たっては、証人の人権に配慮されるとともに、円滑な議事進行に御協力をお願いいたします。

これより元平証人から証言を求めます。最初に、委員長から所要の事項をお尋ねし、次に各委員からの御発言をお願いすることにいたします。

では、初めに、人定尋問を行います。

まず、あなたは池田市副市長の元平修治さんですか。

○元平修治証人 間違いございません。

○渡邊千芳委員長 次に、住所、職業、生年月日については、事前に記入していただいております確認事項記入表のとおりで間違いございませんか。

○元平修治証人 間違いございません。

○渡邊千芳委員長 では、私からあらかじめ委員会で決定した主尋問の事項についてお伺いをいたします。

私たち委員は、真実を明らかにすることを念頭に尋問させていただきます。元平証人は、事実を素直に述べていただければ結構です。知らないことは知らないと正直に答えていただければ結構です。職責を迫及する場所ではないので、よろしく願いいたします。

まず最初に、市長が市長控室と言っている部屋に私物を持ち込んだ件で確認をさせていただきますが、あの部屋は私たち委員会では更衣室、男子トイレ、女子トイレと認識していますが、元平証人の認識もそのようでよろしいでしょうか。

○元平修治証人 更衣室というふうには捉えてはいませんでした。もともと何か倉庫みたいになっていたもので、そういう認識でした。あとトイレがあるというふうに思っておりましたが、市長が男性でしたので、女子トイレも昔、倉庫みたいになっているというのがあったので、トイレとして使っていないというふうな認識でございました。

○渡邊千芳委員長 また、昨年3月議会に西垣委員と中田委員と私で見に行ったときは、今、倉庫のようにになっているといった更衣室に施術用簡易ベッドがあり、男子トイレにエアロバイクなど健康器具が置かれていたと記憶しています。10月22日以降の報道で、更衣室に畳ベッド、男子トイレに施術用簡易ベッドほか、生活感あふれるものがあり、女子トイレにサウナが設置されており、廊下に健康器具が置かれていたことを確認しています。それを前提に尋問させていただきます。

先ほど倉庫と言われていた更衣室も含めてなのですが、この市長が市長控室と呼んでおられますが、その部屋の使用目的は、市長が仮眠を取るための休憩室として造られたものなのでしょうか。

○元平修治証人 仮眠のための部屋ではないと思います。

○渡邊千芳委員長 では、この更衣室またはトイレは、市長専用のものですか。

○元平修治証人 私は専用のものだと認識しておりました。

○渡邊千芳委員長 では、まず、サウナのことについてお聞きするのですが、サウナを市長が使用していることを、この令和2年10月22日の一連の報道が出る前から知っておられましたか。

○元平修治証人 存じませんでした。

○渡邊千芳委員長 では、この女子トイレに置かれていたサウナを設置していたことも、この報道が出るまで知らなかったということでもいいでしょうか。

○元平修治証人 はい、そのとおりでございます。

○渡邊千芳委員長 では、このことも知りませんね。これはほかの証人からの証言なのですが、女子トイレにサウナを設置したときだと思うのですが、秘書課の職員が清掃したと確認しているのですが、この女子トイレ、今、倉庫のようになっていたと言っておりましたが、今まではどのような部屋として使っておられたのですか。

○元平修治証人 私は以前、秘書課にいたこともあったので、倉庫みたいに使っていたと思っておりました。

○渡邊千芳委員長 では、このサウナのことについては、10月22日まで知らなかったということですから、勤務時間中とか、また勤務時間以外とか、そういうことで使っていたということも知らないということでもよろしいでしょうか。

○元平修治証人 はい、知りませんでした。

○渡邊千芳委員長 では、知らないということですから、どのような手続が必要かということも、それはもう何も聞いておらないと、設置していいかとかいうことも聞いておらないということでもよろしいですか。

○元平修治証人 はい。

○渡邊千芳委員長 では、サウナの設置について、事前の相談があったということもないということでもよろしいですね。

○元平修治証人 はい、相談は受けておりません。

○渡邊千芳委員長 これはサウナだけではないのですが、健康器具も含めてですが、市長の健康状態について聞いたことはありますか。市長からそういうこと、健康状態のことについてお聞きしたことはありますか。

○元平修治証人 はい、伺ったことはあります。

○渡邊千芳委員長 健康状態についてどのようなことを聞かれましたか。

○元平修治証人 ずっとじっとしているというのが大変痛みを伴うことなので、動かないといけないというふうなことでございます。

○渡邊千芳委員長 それは、もうずっと同じ姿勢であれば疲れる、運動をしないとイケない、その度合いというのもお聞きされましたか。

○元平修治証人 ちょっと端的に言えなくて申し訳ないのですが、私も腰痛があるものですから、ずっと1時間、2時間とか、これは私の場合ですけれども、そういうので疲れが出てくるというのは分かるものですから、その動くという意味で、腰痛とかそういうのは、前にけがしたことがあるから持っているということを知っていたという意味でございます。

○渡邊千芳委員長 分かりました。それでは藤原委員よりお願いします。

○藤原美知子委員 本日は御出席いただきまして本当にありがとうございます。私のほうからも質問させていただきたいと思います。

まず、市長控室とされているこの場所の使用目的についてお尋ねをしたいと思いますが、本来、市長専用のもなのか、それとも市長のところに来客で来られたり、そういう人たちも使えるように、あるいは副市長たちも使えるような、そういう設置目的だったのか、この設置目的についてはどのように聞かれたのか。先ほど市長専用という認識であったというお答えだったと思いますが、誰かにそのように言われたのかどうか、本来の使用目的というのはどなたかに確認されたのか、この辺りについてお聞かせいただけますでしょうか。

○元平修治証人 設置目的を誰かに聞いたことはございません。先ほど言いましたよ

うに、以前秘書課にいたときに、倉庫みたいに使っていたという記憶がございますので、もう市長専用のものだというふうに思っておりました。

○藤原美知子委員 私たちは、公の場所ですので、市長室の中だけではなくて、例えば市長公室、つまり、副市長や秘書課員もいる場所だという認識があります。来客や打合せの職員も出入りする場所だというふうに思いますので、議会等にトイレがあるように、わざわざ外へ行ってトイレを使わなくてもいいように、市長公室全体で使うものではないのかというふうに思っておりますが、今の段階でも市長専用だというふうにお思いでしょうか。

○元平修治証人 はい、私はそう認識しております。

○藤原美知子委員 それでは、女子トイレの問題なのですが、これは足立衆議院議員が、この女子トイレは女性市長のためのものという形でツイッターで載せておられますが、来客用とか女子職員用とか、こういった使用目的ではないのかというふうに思いますが、この点について、女性市長のものだという認識はありますか。

○元平修治証人 はい、私の認識もそれに近いものでございます。

○藤原美知子委員 それからもう一点、市長が市長控室とおっしゃっている部屋、表示は更衣室というふうに表示されていると思いますが、本来これも共用のものではないのかと私たちは一般的には考えますが、これも市長専用だとお思いでしょうか。

○元平修治証人 はい、私はそう思っております。

○藤原美知子委員 市長室にも副市長室にもだと思うのですが、副市長室に更衣室はありませんよね。ロッカーがあるというふうに認識をしております、市長室も副市長室も。そういう意味では、この市長控室というふうに認識をしておられるということですが、市長だけがどのように使う場所だというふうに思っておられますか。

○元平修治証人 どのようにというのは、特に認識はなく、市長が自由に使えるところだと思っておりました。

○藤原美知子委員 更衣室と控室では意味が違うというふうにも思うのですが、表示は更衣室になっておりますよね。本来、更衣ということは着替えをするというこ

とであって、休憩室というふうな認識は行き過ぎではないかというふうに思いますが、市長室そのものが広いわけですから、休憩が市長室でできるのではないかと。あえて、なぜこの更衣室で休憩するためのベッドなどを置く必要があるのかどうか、この点についての認識はどう思っていますか。

○元平修治証人 市長室にベッドを置いているというのも、来られた方はどう思うのかなというのがありますので、それを、もっと言えば、更衣室という認識が、私、その表示も見たことが最初はありませんでしたので、腰痛とかある人間が寝そべりたいというのは分かりますので、別室に置いているのに違和感はございませんでした。

○藤原美知子委員 ベッドの問題はまた後でも出てくるのですけれども、ベッドそのものを持ち込むことが可能というふうに思っておられるのか、今お話がありましたので、ちょっとこの場でお聞かせいただきたいと思います。

○元平修治証人 はい、施術用のベッドを置いていること自体は、それぐらいは許されると思っております。

○藤原美知子委員 市長が許されるということは、これは職員がそういったものをどこかに持ち込むということも可能というふうにお思いですか。

○元平修治証人 市長の場合、なかなか外に出るといいますか、もう公務が詰まっておりますらなかなか自由な時間がありませんから、ちょっとの時間でも横になりたいということを見ると、それは市長には許されておりますが、一般職員全員が持ち込みを許されているというのではございません。

○藤原美知子委員 では、次に、サウナの使用についてお尋ねをしたいと思います。

市長室といえど、公の施設である市役所の中にサウナ設置が許されるのか。先ほどのベッドもちょっと私たちとは認識が違うと思うのですが、サウナ設置が許されるのか、この辺りはいかがでしょうか。

○元平修治証人 一般論で言えば、許されるとは思いません。

○藤原美知子委員 許されるとは思わない、一般的な考えだと思うのですが、それでは、サウナが設置されていることを知った段階で注意をされたのかどうか、これはい

かがですか。

○元平修治証人 知った段階というのが、もうなくなるときでしたので。

○渡邊千芳委員長 報道が出てから知ったということですか。

○元平修治証人 報道の前です。

○渡邊千芳委員長 報道前というのは、いつ知られましたか、10月22日以前ということ。

○元平修治証人 最初の人に報道といいますか、そのサウナのことは知らなかったと申しました。それと関連しまして、実際に、サウナを運び出すのは手伝いました。それで、あったのだというのが分かりました。

○藤原美知子委員 運び出すというのは報道の後ではなかったかというふうに思うのですが、報道の前にあったということを確認して、報道が出る前に撤去をされたという認識ですか。

○元平修治証人 報道の前だったと思いますけれども、撤去は。

○渡邊千芳委員長 元平証人、先ほど主尋問のときに、報道の後に知ったというような発言があったので、その辺のところをちょっとまず確認を先にさせていただいてから、藤原委員の尋問に答えてください。

○元平修治証人 それは申し訳ございません、私の答弁がちょっとおかしかったと思います。

ですから、それ以前に、そうですね、報道の前になりますかね。

○渡邊千芳委員長 撤去したときに初めて知ったということよろしいですか。

○元平修治証人 はい。

○藤原美知子委員 そのサウナを撤去されたから注意をしなかったというような、先ほどニュアンスでおっしゃっておられましたけれども、その持込み行為そのものに対して、やっぱりあれは間違っていたのではないかというふうな注意は全くされなかったということではないのでしょうか。

○元平修治証人 はい、しておりません。

○藤原美知子委員 それは、なぜされなかったのでしょうか。

○元平修治証人 まず、持ち込んでいたことを存じませんので、撤去するということがあったので、そこまで考えは及ばなかったです。

○藤原美知子委員 考えが及ばなかったので注意もしていなかったということであり、まずけれども、日常的に市長に注意をしにくいという、そういった環境があるのでしょうか。

○元平修治証人 何か問われてでしたらこちらから言うこともありますが、何も分からないときには何も言えないので、特に言いにくいということはございません。

○藤原美知子委員 本来ですと、もう撤去をするときに入っていたということが分かったわけですから、その段階で、なぜこんなものを持ち込んだのですかというふうに普通は聞くと思うのですが、注意でなくても、質問もしないで撤去を黙認したということなのか、いかがですか。

○元平修治証人 そこはちょっと記憶が曖昧で、質問がゼロだったかどうかはちょっと自信がありません。何でと聞いたかどうかはちょっと覚えていません。

○藤原美知子委員 本来、市役所にこういったサウナなどの私物ですね、ベッドは許されるというふうな先ほどの認識もありましたけれども、こういった私物を設置するための基準とか手続、こういったものはあるのでしょうか。

○元平修治証人 詳しく存じておりません。

○藤原美知子委員 存じていないということになりますと、一般的にそういうものが持ち込まれて、それが可能だというふうに判断されたという認識でよろしいですか。

○元平修治証人 私物の持込み自体もよく知りませんでしたし、一般職員についても、全く私物がないかといったら、そういうこともないと思いますので、もうこの辺の線引きが分からないですけれども、私物の持込みが全く駄目とは思っておりません。

○藤原美知子委員 鉛筆だとか携帯だとか、そういった日常に使わなければならないものを持ち込む、そういったことまでは私たちも言っているわけではないのですけれども、こういう大きなサウナでありますとか、ベッドでありますとか、こういうもの

というのは、一般的な会社ですら持込みは許されないケースが多いのですけれども、それについては全く疑問を感じなかったということですか。

○元平修治証人 ベッドの件につきましては、寝そべるところありませんし、本当に体の痛いときに寝そべりたいというのは自分で分かりますので、それは、私の中では許される範囲だと思いました。

○藤原美知子委員 ベッドは許されるというのは先ほども聞きましたが、サウナはそうではないというふうなお話も、先ほどちょっと一般的には考えられないとおっしゃったと思うのですけれども、それに対して注意をすることもできなかったということではよろしいですね。

○元平修治証人 はい、注意しませんでした。

○藤原美知子委員 それでは、サウナ設置については御存じなかったということですが、このサウナ設置を手伝わせたというような話は市長からお聞きになりましたか。設置については、市長はどのように答えておられましたか。

○元平修治証人 設置については何も聞いておりません。

○藤原美知子委員 そうしますと、次の質問ですけれども、サウナ設置の際に、女子トイレを、先ほど主尋問で出たと思いますが、秘書課の女子職員が掃除をさせられたと聞きますが、本来トイレの掃除は業者委託をされていて、一般の職員がお掃除をするということはないのではないかというふうに思いましたが、この点について、女子職員から相談は受けられましたか。

○元平修治証人 何も聞いておりません。

○藤原美知子委員 この内容については、通常の職務ではなくて、市長の私物持込みに対する掃除だというふうに思いますが、そのことは御存じでしたか。

○元平修治証人 掃除自体知りません、何も知りませんでした。

○藤原美知子委員 サウナの使用については、先ほど知らなかったとおっしゃっておられましたが、どのような時間帯に使用されていたのか、職務に影響はなかったのかというあたりは、市長には、その撤去以後にでも確認をされましたか。

○元平修治証人 いえ、しておりません。

○藤原美知子委員 サウナ撤去についての御相談はありましたか。

○元平修治証人 撤去自体の相談はございませんでした。

○藤原美知子委員 では、そのサウナを撤去した日はいつか覚えていらっしゃいますか。

○元平修治証人 10月21日だったかと思います。

○藤原美知子委員 その撤去の時間帯は、いつ、どのような形で撤去したのかということについてお聞かせください。

○元平修治証人 夜9時半ぐらいから10時までで運び出しました。

○藤原美知子委員 今、夜9時半から10時ぐらいということで、この撤去は副市長自身が手伝われたのですか。

○元平修治証人 はい、手伝いました。

○藤原美知子委員 それは、市長の指示だったのですか。

○元平修治証人 はい。

○藤原美知子委員 これは、公的な指示という判断なのか、私物だからということで断ることはできなかったのか、この辺りはいかがでしょうか。

○元平修治証人 特にそこは考えませんでした。

○藤原美知子委員 では、今の考え方でいきますと、公的であろうと私的であろうと、市長から指示をされたら応えるというスタンスでいらっしゃるということによろしいですか。

○元平修治証人 何事でも従うということではございませんが、撤去することがいいと思ったので、従いました。

○藤原美知子委員 サウナを撤去する際に使用されている搬出用の車両は、これは誰のものだと認識されておられますか。

○元平修治証人 市長もしくは市長の知人の方のものだと思います。

○藤原美知子委員 では、市長の健康状態、先ほどもお話がありましたけれども、サ

ウナを設置しなければならないほど常時、それが毎日、執務中あるいは執務が終わった後、市役所で使わなければならないほど健康状態がひどいというふうに判断をされましたか。

○元平修治証人 それは、私は分かりません。

○藤原美知子委員 このことに関しては、市長はどのように説明をされましたか。

○元平修治証人 特に何も聞いておりません。

○藤原美知子委員 先ほど、かなり市長の健康状態がじっとしておられないということですが、職員さんを集めての会議とか、いろんな場所に出席されることもあるかというふうに思いますが、1時間、2時間かかることは十分あると思いますが、それが耐えられない状態ということですか。

○元平修治証人 そのときの体調もあるのですが、ずっと座っていなくて、時々立ったりとかはされていましたので、はい。

○藤原美知子委員 その件に関しまして、医師の診断書の取得あるいは診療治療を受けているというような状況は聞かれましたか。

○元平修治証人 いえ、聞いておりません。

○藤原美知子委員 診断書そのものの提出はありましたか。

○元平修治証人 存じません。

○藤原美知子委員 そうしますと、その健康状態が非常に悪いということに対して、元平副市長自身も体験しておられる、私もよくありますけれども、それは、サウナとかではなくて治療に行くように勧めるとか、そういうことがあるのではないかというふうに思いますが、治療を勧めたりというようなことはなかったのですか。

○元平修治証人 私からはありませんでした。逆に治療を勧められましたので、よく御存じだと思いましたが、私からは何も申しませんでした。

○藤原美知子委員 では、最後ですけれども、こういった一連の私物の持込みに関して、今、副市長はどのように考えておられますか。

○元平修治証人 ある程度の私物というのは、それは致し方ないものではないかと思

っております。

○藤原美知子委員 最後と言いましたが、そのある程度という基準というのはどのような内容ですか。

○元平修治証人 これは、やはり、本人が決めるところがあると思っております。

○藤原美知子委員 終わろうと思ってなかなか終われないのですが、では、本人が致し方ないと思ったら、何でも持ち込めるという認識ですか。

○元平修治証人 ですから、その方がどういう状況にあるかが分かりませんので、何でもかんでも駄目とも言えないと、そういう意味でございまして。ですから、もうちょっと付け加えさせていただければ、ほかの首長さんとかでも、聞いたところによったら結構いろんなものを持ち込んでいるよというのを聞いたものですから、そういうものなのかなと思っておりました。

○藤原美知子委員 なかなか終われないのですが。市役所というのは、公金を使って、その税金をどう住民のために生かしていくかというふうに、共に考えていく場所であるというふうに思いますので、自分の会社とか、そういう位置ではないというふうに思うのですね。そういうことを考えるならば、一定持込みも基準が必要ではないか。例えば、職員さんたちがいろんな物品を購入するにしても、その許可を得ながら購入をして、しかもそれを管理していくというような事実があるというふうに思いますが、市長だったらそれは何でも許されるというふうに思っていらっしゃるのか、最後、そこだけお聞かせください。

○元平修治証人 それは決して思っておりません。

○渡邊千芳委員長 サウナの件について、何かほかにございますか。

○西垣智委員 前回の委員会の発言と併せて、先ほど解体した日が10月21日というふうにお答えされたのですけれども、その日の時系列を再度ちょっとお伺いしたいと思います。

前回の委員会の証人尋問では、昼前ぐらいに朝礼があったというふうな答弁がありまして、その後に職員2人が解体されたサウナを市長室まで持っていったというふう

に発言をされているのですけれども、その後は、今もお答えがありましたけれども、副市長が市長室からの撤去に関わったというふうなことなのですから、撤去に関わった方は、市役所内ではほか、どなたかいらっしゃいますか。市長室から撤去したのは夜9時半から10時頃ですか。

○元平修治証人 岡田副市長と私が手伝いました。

○渡邊千芳委員長 若干、時系列で確認なのですが、午後9時半から10時までというのは、その市長室から車に載せるまでですか、その確認だけさせていただきます。

元平証人、そうですね。

○元平修治証人 はい。

○西垣智委員 岡田副市長と元平副市長だけですか、市長はそのときはいらっしゃらなかったのですか。

○元平修治証人 部屋を開けてもらうのに市長はいましたけれども、その撤去を行ったのは、私と岡田副市長です。

○西垣智委員 それなら、実際に運んだのは、市長はいながら副市長2人で運んだということですか。

○元平修治証人 あと、知人の方が2人いらっしゃいました。

○西垣智委員 さっきお答えいただきましたけれども、ほかに職員以外でその撤去に関わった方、一般の方で知人と言われたのですけれども、それは市長の後援会会長の方ですか。

○元平修治証人 そうですね。

○西垣智委員 市長の後援会会長と、あともう一人はどなたですか。

○元平修治証人 詳しくは分かりません。

○西垣智委員 それで、先ほど車に載せるまでというふうなことをお答えいただいたのですけれども、市長か知人かのお車だというふうなお答えをされていたのですけれども、恐らく、市長は車を持っておられるのかな、そういうふうなサウナを積めるような車ではないと思うのですが、運転して出ていくところまでは見られていないわけ

ですか。

○元平修治証人 はい、見ていません。

○西垣智委員 そしたら、積み込むまでということですか。

○元平修治証人 はい、そうです。

○西垣智委員 その車の車両とかは覚えておられますか。

○元平修治証人 はい。どういう表現をしたら、車両というのはどういうことですか。

○渡邊千芳委員長 どういうような車種かというぐらいで結構です。

○西垣智委員 車の名前ですね、御存じであれば。

○元平修治証人 名前までは分かりません。

○渡邊千芳委員長 ほか、サウナの件で。

○前田敏副委員長 2点だけお聞きをいたします。撤去のことに関係するのですが、先ほども御説明いただきました。搬入あるいは設置を知らなかったわけですけれども、撤去の手伝いを指示されて、撤去したほうがよいということでお手伝いをしたと今も答弁をいただきました。撤去の理由について、説明を受けておられますか。

○元平修治証人 特に聞いておりません。

○前田敏副委員長 そしたら、先ほど撤去がよいものと判断をしたというふうに言われておりますが、市長から理由は聞かされておられませんけれども、副市長はどういうふうに思ったのでしょうか。

○元平修治証人 一般論として、サウナというものがあるのはどうかというのが、先ほどお答えさせていただきましたように、それはやはり、あるべきものではないと思いましたが、撤去すべきだと思いました。

○前田敏副委員長 撤去の理由については、芳しくないというか、そういったものは必要でないという理解だと思えますけれども、先ほど市長室から撤去をされたというふうに聞いておりますけれども、もともと組み立ててあったものを、誰が解体したのかは御存じですか。

○元平修治証人 存じません。

○前田敏副委員長 では、解体をして、市長室に運んだということも知らないということでもよろしいのでしょうか。

○元平修治証人 はい、部屋に解体したものがあつたということを聞いて、それを撤去するのを手伝ってくれということでございました。

○渡邊千芳委員長 では、元平証人、次は、畳ベッドのことについてお聞きさせていただきます。

その更衣室はもう倉庫のようになっていたということなのですが、そこには施術用ベッドが、3月のときはそういうように置かれていたのですが、この畳ベッドについては、これも一連の報道が出る前まで知らなかったのですか。

○元平修治証人 はい、知りませんでした。

○渡邊千芳委員長 3月のときには施術用のベッドがあつたというように記憶はしているのですが、それまで倉庫であつたのが、後で施術用のベッドのことについてもお聞きしますけれども、倉庫をきれいにして、倉庫からいろんなものを出して施術用のベッドを入れたという形で、その更衣室というものが、元平証人の認識では倉庫であつたということですから、倉庫をまず何も無いような空間にしてから物を入れたということでもいいと思うのですが、その辺りの、物を入れるためにどのようなことをしたか、それは元平証人、知っておられますか。

○元平修治証人 何も知りません。私が倉庫と言つたのは、昔秘書課にいたときのままだという認識でして、それ以降、あそこを見たことはございませんでしたので、そういうことでございます。

○渡邊千芳委員長 では、畳ベッドを設置したということも、報道前も知らなかつたということでもよろしいですね。

○元平修治証人 はい。

○渡邊千芳委員長 では、どのように使つていたかというのも、昼寝に使つていたかとか、そういうことも知らなかつたということでもよろしいですか。

○元平修治証人 はい。

○渡邊千芳委員長 では、ということは、畳ベッドを置いていいかというような事前の相談も何もなく、言えば、報道のときにそれが置いてあったということの認識でよろしいですか。

○元平修治証人 はい、そのとおりです。

○渡邊千芳委員長 分かりました。それでは藤原委員よりお願いします。

○藤原美知子委員 では、畳ベッドについて質問させていただきたいと思います。

畳ベッドの設置は御存じないというお答えでありました。元平証人は、先ほど施術用ベッドなら仕方がないというふうにおっしゃって、黙認をされたわけですけれども、この畳ベッドが必要だったと、持ち込む理由があったのかというのは確認されましたか、市長に。

○元平修治証人 いえ、しておりません。

○藤原美知子委員 では、もともとその施術用ベッドがあったのに、畳ベッドを持ち込んだことのその必要性はどう思われますか。

○元平修治証人 分かりません。

○藤原美知子委員 では、この問題についても、事後になると思うのですが、撤去された後に御存じになったと、報道の後知ったということですから。では、この問題も全く注意はされなかったのか、確認させていただきたいと思います。

○元平修治証人 はい、何も注意しておりません。

○藤原美知子委員 では、市長が必要だと感じれば、これも先ほどのお答えと同じように、何を持ち込まれても市長が必要だと思ったものに関しては、注意をする必要はないというふうにお考えですか。

○元平修治証人 いえ、もし相談があれば、私は私の基準があると思いますので、これはさすがにというものがあれば、一言言ったと思います。

○藤原美知子委員 ちょっとそれを聞いて安心なのですけれども。ただ、もうなくなったから言わなくてもいいやではなくて、今後のこともあるので、なぜ入れたのか、なぜ必要だったのかというのは聞く必要があったのではないかと思います。今のお

考えはいかがですか。

○元平修治証人 聞く以前に、もっと目を光らすべきだったのかなと今、思っております。

○藤原美知子委員 倉庫状態であった更衣室をきれいにされた後にベッドが入ったということですがけれども、職員さんたちがその倉庫状態になっていたものの掃除を手伝わされたというお話は聞かれておりますか。

○元平修治証人 いえ、聞いておりません。

○藤原美知子委員 それでは、職員さんからは、何も相談は受けていないという認識でよろしいですか。

○元平修治証人 はい、何も相談を受けておりません。

○藤原美知子委員 では、倉庫をきれいにされたのは市長自身だという認識ですか。

○元平修治証人 いえ、個人で全部きれいにしたとは思っておりません。

○藤原美知子委員 それでは、秘書課の職員も手伝ったという認識はないし、市長だけではないだろうということでありますと、誰かが手伝ったという認識ですか、それは誰だと思われますか。

○元平修治証人 そもそも倉庫であったこと自体が、今の市長にとっては、これはおかしいということがあった。これは推測でございますが、それがあって、きれいにしようとしたのだらうとなれば、職員に、これはちょっときれいにしてくれというふうなのはあったのだらうとは思いますが。

○藤原美知子委員 結局職員が手伝ったのだらうという認識だということではよろしいですね。

○元平修治証人 私の中で、その手伝うというよりも、その執務室の関係なので、掃除というものの一環なのかなという形でございます。ですから、整理整頓といえますか、はい。

○藤原美知子委員 その整理整頓に関しての御相談は一切なくて、職員が自主的にやったというふうに思っておられるということではよろしいですか。

○元平修治証人 私が就任したのは7月ですので、それ以前だったのかもしれませんが、ちょっとそこがどういうところだったのか、いつきれいになったのかは分かっておりません。

○藤原美知子委員 では、副市長に就任されたときには、もう既に畳ベッドあるいは施術用ベッドはもう設置されていたということでしょうか。

○元平修治証人 いえ、そこも分かっておらないということです。

○藤原美知子委員 では、確認しますが、あの報道があつて、そういったものが搬入されていたということが分かったという認識ですか。

○元平修治証人 はい、畳ベッドがあるというのを知ったのは報道ででございます。

○藤原美知子委員 では、撤去をした日、時間帯、これはいつでしょうか、御存じですか。

○元平修治証人 畳ベッドの解体については存じません。

○藤原美知子委員 では、解体は知らないけれども、撤去は手伝ったという認識でしょうか。

○元平修治証人 解体は手伝っておりませんが、畳ベッドはサウナの撤去のときに、一緒にあったと思います。

○藤原美知子委員 ということは、サウナと一緒に畳ベッドも搬出されたということで、その両方を手伝ったという認識でしょうか。

○元平修治証人 はい、一緒にあったと思います。

○渡邊千芳委員長 ほか、畳ベッドについて、何かございますか。

証人、一つお聞きしたいのですが、畳ベッドが注文されたのだと思うのですが、その注文されたものが市長室に来て、それを組み立てたということは先日証言で聞いているのですが、そういうことも知らなかったということでしょうか。

○元平修治証人 はい。

○渡邊千芳委員長 では、続きまして、今も出ていました施術用簡易ベッドについて。3月の総務委員会するときにもそれは見させていただいたのですが、この施術用簡易ベ

ッドについては、報道前から知っておられましたか。

○元平修治証人 はい、報道前に、これはどの時点かは記憶はないのですが、見たと思います。

○渡邊千芳委員長 それは、3月以前からもう使用していたということですか。

○元平修治証人 ちょっと不確かですが、それ以前にあったと思います。

○渡邊千芳委員長 では、設置したというの、それは分からないでいいですか。

○元平修治証人 はい、そのとおりでございます。

○渡邊千芳委員長 では、この施術用簡易ベッドをどのように使っていたかというのは知っておられますか。

○元平修治証人 どのようにというものまでは知りません。

○渡邊千芳委員長 では、この施術用の簡易ベッドがいつからか置かれていたということですが、その置かれていた部分について、これは手続が必要ですと、ここに置く場合、何らかの手続が必要ですということも、そういうことは言われましたか。

○元平修治証人 言っておりません。私が就任の前に置かれていたと思いますので。

○渡邊千芳委員長 ということは、7月以前、もう5月から7月の間に置かれていたということよろしいですか。

○元平修治証人 事実確認はしておりませんし、そのいつ見たかまでは覚えていないのですが、あったのだろうという話でございます。

○渡邊千芳委員長 分かりました。それでは藤原委員よりお願いします。

○藤原美知子委員 では、質問させていただきます。

この施術用簡易ベッドについて、一定のスペースを取るというふうに思いますが、これについても先ほどと同様、サウナと同様に、市役所内更衣室への設置、これは誰でも認められるものなのか、市長だから認められるというふうに思っておられるのか、実際はどちらも認められないということなのか、元平証人の認識をお聞かせいただきたいと思います。

○元平修治証人 私は、市長だからといいますか、だったら認めてもいいと思ってお

ります。

○藤原美知子委員 それは、市長だから認められるというのはどういった理由に基づいてそのようにお考えですか。

○元平修治証人 市長だったら何でもというのではなくて、腰痛といいますか、そういうのをもちなのも聞いておりましたので、外に出ていくこともなかなかできない、公務が多忙なときもありますので、そういったときに横になりたいというのは私自身も分かることなので、それがあってもいいという意味でございます。

○藤原美知子委員 一般常識として、そういうことがあり得ることですか。

○元平修治証人 一般常識と言われると、何とも言えないですけども、私の感覚としては、施術用ベッドがあるぐらいはいいというのはございました。

○藤原美知子委員 どんな形にしろ、職場に私物を持ち込むときというのは、誰かに許可を得るといふのが必要ではないかというふうに思うのですが、市長に関しては、その許可も必要ないという認識でよろしいですか。

○元平修治証人 その物によるかとは思いますが、当然そういった許可も取っていると思っております。

○藤原美知子委員 腰痛を持っている方は、もういっぱい職員さんにもいらっしゃるというふうに思うのですね。本来ですと、耐えられないような状況のときには、ちょっと休ませていただいて、治療に行きたいというような形で対応するのが一般的だというふうに思いますが、市長だから休む場所があってもいいという認識なのか、もう一度この点、お聞かせいただきたいと思えます。

○元平修治証人 なかなか市長の場合、休みを取るといふのも難しいときが多いと思えますので、少し横になりたい、たとえ何秒でもという感覚でいけば、許されると私は思いました。

○藤原美知子委員 こういったいろんな物品を設置する場合、本来、管理責任者である総務部長に報告すべきことではないかというふうに思うのですが、総務部長であったり市長公室長であったり、こういった責任者に対して、このことについて相談をさ

れたりはしたことはありますか。

○元平修治証人 いえ、しておりません。

○藤原美知子委員 それは、なぜしなかったのですか。

○元平修治証人 先ほども述べましたように、既にあったとっておりましたので、そういった手続もしているとおりました。

○藤原美知子委員 施術用簡易ベッドは今も設置されていますか、確認されましたか。

○元平修治証人 はい、今もあります。

○渡邊千芳委員長 簡易ベッドについては、ほかに何かないですか。

○西垣智委員 1点だけよろしいですか。先ほどから何回も市長は公務が忙しいというふうにおっしゃっているのですけれども、ホームページの市長の1週間の日程を見ると、そんなに本当に公務が大変なのかなという印象を受けるのですけれども、本当に公務が大変なのですか。

○元平修治証人 ベッドの件について私が言っておりますのは、本当にお客さんが多いときには、もうずっと詰まった形になりますので、その毎日毎日、全部そんな状態だという意味ではございません。ですから、腰痛なんかがあつて横になりたいというときがあるので、そういうのがあつてもという感覚でございます。

○渡邊千芳委員長 では、次、健康器具についてお伺いをさせていただきます。

エアロバイクとか健康器具は、3月の総務委員会するときには男子トイレにあったのですが、この健康器具については、報道前から知っておられましたか。

○元平修治証人 健康器具については、私は存じませんでした。

○渡邊千芳委員長 では、設置していることも全く知らなかったということでもよろしいですね。

○元平修治証人 はい。

○渡邊千芳委員長 では、知らなかったということですから、健康器具をどのように使われていたか、執務中か執務時間外か、そういうことも知らなかったということでもいいですか。

○元平修治証人 はい。

○渡邊千芳委員長 先ほども施術用の簡易ベッドについては、もう知ったときからあったので、手続についてもしたかどうか分からないということですが、こういう健康器具を設置するに当たって、先ほどもそうなのですが、やはり手続は必要なものであると考えておられますか。

○元平修治証人 物によると思ひまして、全てが全て許可が要るとまでは思っておりませんが、それだけ大きなもので、実際手続が全部要るのかというところまで、私自身が認識しておりません。

○渡邊千芳委員長 分かりました。それでは藤原委員よりお願いします。

○藤原美知子委員 では、健康器具についてお尋ねをしたいと思います。

まず、先ほどのその施術用ベッドとかと違って、健康器具ですから、これは健康を維持するためのものということになりますと、治療するものではないというふうに思うのですが、これの持込みは許されることですか。

○元平修治証人 それをどう使うか、物にもまたよるとは思いますが、じっとしているのが耐えられなくて横になる。横になるだけでなく動かしたほうが良いということもあるのかもしれないので、ちょっと、必ずしもいいとも悪いとも私は判断できません。

○藤原美知子委員 一般的に、健康維持で体を動かすということは、横にならなければならないほど痛みがひどいときに使うものというふうな考えにはちょっと至らないような気がするのですが、その辺りについてはいかがですか。

○元平修治証人 各自症状が分かりませんが、私に関して言えば、それは痛いときはじっとしていますし、少しましであれば、動かしたほうが良いというふうにやっぱりなりますので、そういったところではっきりしたことは申せません。

○藤原美知子委員 確認しますけれども、これについても設置を確認した段階で、市長に対して、なぜこれを持ち込んだのか、注意ないしは説明を求められたことはありますか。

○元平修治証人 私自身、設置を確認しておりません。

○藤原美知子委員 では、設置を確認したのは、報道があってからですか。

○渡邊千芳委員長 あってからですね。

○藤原美知子委員 ということですね。報道後は確認されたわけですか。

○元平修治証人 いえ、していません。

○藤原美知子委員 では、この当初にあったエアロバイクについては、どうもなくなっているようなのですが、今また別の物があるように思うのですけれども、全く、そういう報道があつたにもかかわらず、その場所を確認しに行くという行為はされなかったということですか。

○元平修治証人 はい、しておりません。

○藤原美知子委員 そうしましたら、ぜひ確認をしていただきたいというふうに思いますし、もし自分が知らない間に入っているということになりますと、全く市長がやることはフリーパス状態というふうに思えてしまいますので、今後について、こういったことが今のやり方でいいのかどうかの認識についてお聞かせいただきたいと思います。

○元平修治証人 先ほどと同じで、もっと目を光らせておくべきだったと今は思っております。ですから、そういう確認をといますか、まず、そういったものがあると思っていませんでしたので、今後は見るようにするべきだとは思いますが。

○藤原美知子委員 この間の状況を見ますと、いつの間にか設置されているというような状況が目には浮かぶわけですが、そうなりますと、今回こういうことが明らかになったわけですから、あの場所は別に市長のスペースだと思っていないのですけれども、やっぱりそこに何が潜んでいるか。例えば、不審人物が潜んでいたりとかいうふうなこともあり得るわけですから、定期的に確認する必要があるのではないかと、いうふうに思いますが、今後副市長は、そのことについてはどのように考えておられますか。

○元平修治証人 最初のほうにも言いましたように、私はあそこは市長が自由にでき

るスペースだと思っておりましたのが一つですね。

それから、一度確認したのは、脊椎間を広げる何か器具があるというので、私が倒れたときに、こういうのあるから使っていいよというので見せてもらったことはございました。それ以外の物は分からなくて、今後につきましては、そうですね、定期的に見ていくのは必要であろうと思います。

○藤原美知子委員 そうしましたら、この件に関しても、管理責任者である総務部長に、こういった報道があった後、相談をされたということはありませんか。

○元平修治証人 はい、何もしておりません。

○藤原美知子委員 その必要性はないということですか。

○元平修治証人 私の認識が浅かったのかもしれない。

○渡邊千芳委員長 認識がなかった。

○元平修治証人 認識がないというか、そこまで考えが至っていなかったです。

○藤原美知子委員 これまではそこまで至らなかったということでありますけれども、今回これだけ大きな騒ぎになっているわけで、今後のことでありますけれども、こういった物を持ち込んだりとか購入したりとかいうときには、基本的には管理責任者である総務部長に了解を得る必要があるのではないかというふうに思うのですけれども、そういった今後のことはどのようにお考えですか。

○元平修治証人 今後は、やはりそういう、先ほどもあった定期的などといいますか、調べていく、もう全庁的にちゃんと見ていくことが必要かとは思いますが。

○藤原美知子委員 こういった今回の報道を見て、秘書課とこういった状況について話し合われたことはありますか。

○元平修治証人 特に話し合っはおりません。

○藤原美知子委員 それはなぜかということなのですが、秘書課の職員がやっぱり手伝わされたりとかいう事実がこの間明らかになっていて、私的なことで公務として職員を使うということが可能かどうかということもありますし、秘書課の職員から相談を受けていなかったのかということもあるのですけれども、本来やっぱりそういった

ことについて、今後どうしていくかというふうなことを話し合う必要があるのではないかと、今度のようには思います。今度のようにはお考えですか。

○元平修治証人 はい、今後必要であるということでございます。相談というのがまずございませんでしたので、私の認識としては、そこまでといいますか、私がそこへ入っていくことなのかというのがもともとございましたので。

ですが、今後、どう言ったらいいのかな。そうですね、そういう意味では、職員に対して私のほうが、もっと気配りといいますか、ふだんのところを見るというところが欠けていたのだと思いますので、それは見直していきたいと思います。

○藤原美知子委員 市長に次いで責任者ですから、責任者である市長に何かがあったときには、やっぱり副市長がその場所に関しては責任を持たなければならないというふうに思いますし、そういったことについて、市長公室長でありますとか管理責任者である総務部長でありますとか、一番身近で職務に携わっている秘書課職員に対して、今後相談されるようなことは考えておられますか。

○元平修治証人 はい、そうしていきたいと思います。

○藤原美知子委員 あとですね、市長が市長控室だと思っておられる更衣室、男子トイレ、女子トイレですけれども、ここへ入る通路がありますよね、その通路にカーテンが今、取り付けられているというふうに聞いておりますが、そのカーテンをつけたのはなぜかと、いつつけたのか御存じですか。

○元平修治証人 いえ、存じません。

○藤原美知子委員 ということは、市長が勝手にこれもつけたということだと思っておりますが、例えば、来客が市長応接室に来られて、来客が利用したりとかいう場合に、そこにトイレがあることすら分からないと、つまり、もう市長専用にあえてしてしまっているというような認識はありませんか、そのカーテンをつけることによって。

○元平修治証人 カーテンをつける以前に、前からもう市長が専用的に、その前の市長の方々もそう使っていると思っておりましたので、そういう認識はありませんでした。

○藤原美知子委員 では、カーテンをつけても問題はないということによろしいですか。

○元平修治証人 はい、私は、かえってあったほうが良いと思っております。

○藤原美知子委員 カーテンといえども備品になるわけですがけれども、これは公的な財政を使ってつけたということなのではないでしょうか。

○元平修治証人 申し訳ありません、どのように設置したかが分からないので、何とも答えようがございません。

○藤原美知子委員 同時に、男子トイレの入り口のドアに鍵がつけられているのを御存じですか。

○元平修治証人 いえ、存じません。

○藤原美知子委員 もともと個室トイレのドアにはついていますがけれども、そこへ入る入り口に新たにつけられているということは、もし何かそこで市長が倒れておられたりとか、そういったことがあるので、通常、入り口まで鍵をかけていないのがどの部屋でも当たり前ではないかというふうに思うのですが、この点については、今、知らなかったということですが、今どのようにお考えですか。

○元平修治証人 はい、おっしゃるとおり、何かあったときに困りますから、入れるようにしておくべきだと思います。

○藤原美知子委員 それでは、今後そのことについても市長と話し合う方向で今、考えておられますか。

○元平修治証人 今知りましたので、そうしたいと思います。

○藤原美知子委員 こういう形で次から次と自由に設置をされたりしておられますので、鍵にしてもカーテンにしても、公的な財源を使ったのかどうかという確認はしていただきたいと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○元平修治証人 はい、一度調べたいと思います。

○藤原美知子委員 はい、よろしく願いいたします。

それでは、最後ですけれども、市長が昼休みに1時間半休憩を取ることが常

態化しているというのがさきの証人尋問で明らかになったのですけれども、この点についてはどのようにお考えですか。

○元平修治証人 市役所の時間的な執務時間で考えますと、職員の動きからすればしんどいですが、その1時間半取ること自体は、そのなぜかが分かりませんが、常態化というのともうかというのはあるかもしれませんが、休憩時間を、そこをどうしても必要だというのであれば、それは特段駄目だとは思わないです。

○藤原美知子委員 不定期な職務の私たち議員とは違って、特別職であっても、やっぱり職員の長として職務をされておられるわけで、一般職の勤務時間に沿って仕事をすべきだというふうに考えますが、市長だけ1時間半取るということは誰が決めたと思われませんか。

○元平修治証人 それはもう個人の判断だと思います。ですから、市長が取られているのだと思います。

○藤原美知子委員 例えば、昼休みに非常階段をランニングしているということもこの間明らかになっているのですけれども、夜などの時間外ではなくて、なぜ昼休みを延長して昼休みにランニングをしないといけないのか、そういったことは市長から相談を受けたりとか、注意をしたりとか、そういうこの間の状況はありましたか。

○元平修治証人 そこを使われていることは存じておりましたが、その必ず延長しているという認識ではありませんでした。

○藤原美知子委員 今後の在り方について、どうあるべきか、本来。絶対にきっちりこの時間に間に合って来いということは、いろんな事情があると思うので、そうはつきりは言いませんけれども、基本的には、一般職の方は、45分の休憩で執務に携わっておられると。その長である市長の在り方について、市長と今後話し合うという、そういう予定はありますか。

○元平修治証人 今、予定というのはつくってありませんが、一度話し合いたいと思います。

○藤原美知子委員 副市長は以前に秘書課にいたということでもありますけれども、例

えば、こういったいろんな私物の持込みでありますとか、それからこういったランニングなどで、昼休みは、私はもう1時間半取るのだよというような一日の在り方とかね、こういったこと、過去にこういった事例はありましたか。

○元平修治証人 私が秘書課にいた8年間では、特にそういうのはなかったと思っております。

○渡邊千芳委員長 この私物持込みについて、何かほかにございますか。

○前田敏副委員長 確認をさせていただきますけれども、サウナ、畳ベッドの撤去については携わっているといいですか、やっておられたということで、結構でございますが、その後も施術ベッドは置いてあると、あるいは健康器具もあるということでありますから、それについての理由についてはきちっと確認をされたのでしょうか、説明があったのでしょうか、この2点だけお願いいたします。

○元平修治証人 特に私のほうからは聞いておりませんし、施術ベッドはあると思っておりますが、その健康器具については、存在を私は確認しておりません。

○前田敏副委員長 今、我々は問題があるとしてこの百条委員会をやっておりますけれども、では、もう一度お尋ねいたしますけれども、施術用ベッドは置いてあるという理由について、改めて市長から説明がなされたかどうかについて、1点だけお聞きします。

○元平修治証人 特に聞いておりません。

○渡邊千芳委員長 今は庁舎内に私物を持ち込むということについてお伺いをさせていただきました。それもどうかと思うのですが、次に、寝泊まりをしたという実態についてお尋ねいたします。

まず、証人は、市長が市役所に宿泊していたことを知っておられましたか。

○元平修治証人 いえ、知りません。

○渡邊千芳委員長 では、我々への報告の中では、17日間宿泊をしていたということですが、それも知らないし、それよりも泊まっていたというようなことも知らないということではよろしいですか。

○元平修治証人 はい。

○渡邊千芳委員長 では、宿泊するほど公務が忙しいということを聞いているのですが、この9月から10月にかけて、それほど忙しいような公務があったのかどうか確認させていただきます。

○元平修治証人 私の知る限りでは、特に外に出てといった公務というので立て込んでいたとは思っておりませんが、市長の言っている公務というのが、自分でずっと考えを巡らせているというのも公務に入っていらっしゃるのであれば、そのまま市役所でそういうことを、次どうしよう、まちづくりをどうしようというのを考えているのも公務だとなればそうなりますが、ちょっと私の中では、それだけ忙しかったかといったら、何とも申せません。

○渡邊千芳委員長 分からないということですか。

○元平修治証人 はい。

○荒木眞澄委員 では、お伺いさせていただきます。

まず、先ほどの内容と重複するかもしれませんが、まず初めに、先ほどのサウナの設置、畳ベッド等の搬入部分で、ほとんどその状況は御存じなかったというのがまずあったのですけれども、冒頭にまずお聞きしたいのは、そういう市長との関係で、そういった市長の、言わば身の回りのこと、副市長として、そういうところに介入できなかったというのは、そういう市長との関係に何かあったという部分では、まずいかがでしょうか。

○元平修治証人 私自身が、副市長ではありますが、プライベートな面に入ろうと思っていませんでした。ですから、そういうのを聞こうと思っていませんでした。

○荒木眞澄委員 それでは、先ほどのその宿泊の分に関して、全く宿泊の事実を知らなかったという発言があったのですけれども、市長が市長公室長もしくは秘書課並びに副市長に対して、その宿泊しているこの事実を知らせていなかったというこの事実に対して、これが正当な行為であるかどうかということで、いかが思われますか。

○元平修治証人 正当といいますか、その理由もはっきり分かりませんので、何とも

私からは答えようがないです。

○荒木眞澄委員 それは、はっきりその語尾がちょっと聞き取りにくいのですけれども、市長としてあるまじき行為であるかどうかということではどうでしょうか。

○元平修治証人 その仕事をする中で、どうしてもそのまま市役所にいるということが、あってもおかしくはないと思っております。

○荒木眞澄委員 では、そのおかしくないというふうに今、答弁ございましたけれども、それが、例えば、この災害時等の危機管理という部分に関して、副市長としてはどのようにお考えですか。

もう一度言います。市長がこの9月から10月の間、17日間、市長室に泊まられていたというこの事実があるのですけれども、副市長はそれを御存じなかったと。この事実に対して、危機管理という部分で、市長が、副市長の知らない間に市役所に泊まっていたというところの事実に関してはどのようにお考えですか。

○元平修治証人 危機管理の面でも、そのまま市役所にいるのであれば、連絡も取れるのかなというのを今、思いますけれども。つまりそれは、泊まっていたことに対する危機管理でしょうか、ちょっと、どう答えていいかが。

○荒木眞澄委員 要は、市長が、副市長も知らない中、市長公室長も、前回の証言にもありましたけれども、誰もそういう事実を知らなかったという証言があるのですけれども、そういった誰も知らない中で、市長が一人でこの池田市役所に泊まっていたというものに対してはどのようにお考えですか。

○元平修治証人 万が一のことが起きたときのことを思えば、全く誰も知らなかったというのに対してはよくなかったのかもしれませんが、私自身、そのプライベートなところを、先ほど言いましたように、特段入り込もうというのは思っておりませんでしたので、今言われて、今考えたことを答えることしかできないです。

○荒木眞澄委員 では、元平副市長は秘書課のほうに8年ほどおられたということで、すけれども、これまでに、そういう災害時等、そういう非常事態のときなどに、市長がこの市役所に泊まれたことはありますか。

○元平修治証人 私の記憶では、泊まったことはなかったと思っています。私のいたとき、泊まったことはなかったと思います。

○荒木眞澄委員 それでは、当時この宿泊をしていたという報道がされたときに、市長室の更衣室等、いろいろ撮影されたとか、一般のそういうマスコミでも出たのですけれども、種々そういう、いろいろな、例えば、レトルト御飯とか、そういったものとか、ドライヤーとか扇風機とかいろいろ生活に必要な物が置かれていたという事実が明らかになったわけなのですけれども、実際、市長が宿泊しなければならないような背景については、今知った上で、副市長はどのようにお考えですか。

○元平修治証人 何かを考え出したら、なかなかずっと考えてしまうこととかあったのかなということですね、それで時間を忘れてやっていらっしまったのかなということです。ですから、公務として、先ほど言いましたように、立て込んでいて、夜中に公務で何か出ていくというのは、まず災害以外にはございませんので、そのところでというのではないと思いますので、いろいろとまちづくりとかを考えてというのであれば、その場所でずっといてということはあるのかもしれませんが。

○荒木眞澄委員 それでは、ちょっと質問が替わりますけれども、市長の公務に秘書課の職員の随行をつけないときがあったというふうに伺っているのですけれども、その理由については何か御存じですか。

○元平修治証人 いえ、随行のところは、細かく、いつ、どうついてとかいうのは存じません。

○荒木眞澄委員 先ほどの市長が宿泊していたという事実に関連しては、先ほどの副市長のお話では、そういうプライベートなところには関与しないという部分があるということですが、実際市長が泊まっていたときに、そういう執務、自分のそういう何か仕事のために泊まれたということがあるのですけれども、その間に、元平副市長は宿泊していた事実を知らないということですが、どなたかが、第三者から、後日でも結構ですが、その泊まられていた期間にこのようなことがあったとかいう、そういう発言とか、相談はございましたでしょうか。

○元平修治証人 私が直接何か聞いたことはないです。

○渡邊千芳委員長 では、この寝泊まりについて、ほかに何かございませんか。

○藤原美知子委員 若干質問させていただきたいと思いますが、今、この間に、これまでの証人尋問の中で、市長の公務についてなのですけれども、コロナの下なので、外へ出かけることもなく、そんなに忙しい状況ではなかったようだということなので、すね。しかも、全部戸締まりが済まされて、夜また市長が誰もいないところへ来られていると。だから、公務をずっと続けて、そのまま泊まれたということではなくて、職員もみんな帰った後にそこへ来て泊まられているということがこの間明らかになったのですが、本当にそれが公務だというふうに思われますでしょうか。

○元平修治証人 ちょっと何をされていたのか分からないので、何とも言えません。

○藤原美知子委員 では、先ほど自分で考えを巡らせておられると。市長は、夜も寝ないで市民のために働いているというふうなことをよくおっしゃっておられますけれども、考えを巡らすだけであれば自宅で十分できることであって、わざわざ市長室へ来てすべき仕事というのがあるというふうに思われますか。

○元平修治証人 その環境によっては、家でよりも市役所のほうがやりやすいという面は、あろうかとは思いますが。ですから、私でも、家でやるよりは市役所で仕事するほうがというのはありますので。ですから、家でやらないといけない、どうしても仕事が片づかないときに、家で考えるよりも、市役所の自分の執務室でやるほうがはかどるというのはありますので、そういった面はないこともないと思います。

○藤原美知子委員 市長は、御家族は東大阪におられるということで、お一人で池田に住んでいらっしゃるわけですから、家族があつて、家族と一緒にではなかなか落ち着かない、集中できないという副市長がおっしゃる気持ちは分かりますけれども、市長の場合はお一人なので、あえて、職員が誰もいなくなって、夜、市役所に来てまでやらなければいけない、そういう環境が必要だったのかということについてはどう思われますでしょうか。

○元平修治証人 先にちょっと言うておきます。私は、その家に人がいるからという

意味ではなく、パソコンですとかプリンターとか、そういうのを全部含めての環境という意味でございます。夜中にわざわざ出てきてということになりますと、それは、私だったら出てこないだろうと思います。

○西垣智委員 1点だけお聞きします。先ほどからの答弁で、プライベートまでは口出しをしないというふうなお答えをいただいているわけですがけれども、今の話でも、プライベートで仕事をされるのに、ここでコピーとかを取っているということも矛盾していると思いますし、そもそも、庁舎内で宿泊することや庁内でトレーニングすることがプライベートだと、そういう意識でいらっしゃるのですか。

○渡邊千芳委員長 元平証人、いいですか、理解できましたか。

○元平修治証人 もう一度。どういうことをお答えすればいいのか。

○西垣智委員 そもそもの話です。だから、副市長は、プライベートまで口出しをしないというふうに言っていますけれども、庁舎内で宿泊すること、庁内でトレーニングすること、これはプライベートなことになるわけですか、そういう認識であるわけですか。

○元平修治証人 トレーニングといいますか、その休憩時間にすることについて、特段言うことはございません。それから、宿泊についても、それは、その公務が続いて、先ほどの質問であったように、夜中に出てきてというのも、今聞いたことですので、そういった面では、私はしないということですので。ですから、そこはプライベートかと言われると、どう言ったらいいかな。ですから、仕事で、市役所でやっているということについて、全部私が把握できるかといったら、それは無理があるということですね。

○西垣智委員 もう一回で終わろうと思ったのですがけれども、これはちょっと、公務だと認識しているわけですか、それなら。

○渡邊千芳委員長 いや、宿泊を公務だと認識しているかということをお聞きしておられるのですか。

○西垣智委員 いや、だから、プライベートは口出ししないというのと、ちょっと話

のつじつまが合わないのですけれども。

○元平修治証人 その宿泊の中身が分かりませんので、しているかどうかまでふだん聞くこともごさいませんので、どう言ったらいいのかな。

○渡邊千芳委員長 分からないということですか。

○元平修治証人 はい、ちょっと。

○渡邊千芳委員長 プライベートなのか、公務なのか。

○元平修治証人 そうですね。

○西垣智委員 いや、そもそも論で、庁舎に泊まるのがプライベートですかということ。

○渡邊千芳委員長 今までは、この宿泊したのは、プライベートではなくて、公務の延長として、もう泊まらざるを得ないというようなことであつたのですけれども、それがプライベートなのか、それとも公務なのか、宿泊することも含めて公務なのかということの確認なのですが、分からないといえ、分からなくて結構ですが。

○元平修治証人 宿泊自体ということによろしいですか。

○西垣智委員 いいですよ。

○元平修治証人 それは、泊まること自体が公務というのではないと思います。

○渡邊千芳委員長 ほかいいいですか。

(「なし」の声あり)

○渡邊千芳委員長 では、次に、タクシーチケットという公金を私的に不正利用したのではないかという疑念についてお伺いさせていただきます。

まず、そのタクシーチケットなのですが、それ以前に、市長の自宅の移転状況というのは、副市長は把握されておられましたか。

○元平修治証人 自宅というのは、事務所の向かいのマンションだと思っておりましたが。

○渡邊千芳委員長 事務所の前にあるマンションであると、それはずっと思っておられたのですか。

○元平修治証人 はい、報道等があるまで、ずっとそう思っておりました。

○渡邊千芳委員長 では、もうそのマンションにおられるということですから、東大阪にも自宅があるということは知らなかったということですか。

○元平修治証人 はい。

○渡邊千芳委員長 では、東大阪のほうにタクシーチケットを利用して行かれたということも知らないということですか。

○元平修治証人 はい。ですから、今となっては明らかですけれども、その当時は知りませんでした。

○渡邊千芳委員長 では、タクシーチケットを利用することについて、これは東大阪だけではないですが、利用方法について、どのようなときに利用するのかというのは、元平副市長のほうから市長に伝えたことはありますか。

○元平修治証人 特にタクシーチケットのことは伝えたことはありませんが、公用車の使用については、話をしたことはあります。

○渡邊千芳委員長 では、タクシーの運行について、説明したことはないということですから、どの程度までタクシーを使えるかという、この使用範囲というか、そういうことについても説明したことはないということでしょうか。

○元平修治証人 はい。ですから、公用車を使わない場合にタクシーでということ。

○渡邊千芳委員長 分かりました。それでは前田副委員長よりお願いします。

○前田敏副委員長 タクシー利用についてお聞きしますけれども、転居については知らなかったというお話をお聞きしました。ということは、東大阪の自宅があるという、本人がおっしゃっていることも報道まで知らなかったということでしょうか。

○元平修治証人 はい、そのとおりです。

○前田敏副委員長 では、タクシーの中身についてはお聞きをいたしません、返金の手続をされたことについてお聞きをいたします。

本来の返金手続については、どんなふうにするべきとお考えですか。手続上の中

身について教えていただければと思います。

○元平修治証人 タクシーチケットですね。

○渡邊千芳委員長 もう返金はされていますので、返金の仕方がどうであったかという事です。

○元平修治証人 タクシーチケットにつきましては、本来、もう全て公務のときにしか使っていないと思って、返金というのが出てきたこと自体に、違和感がありますので。

○渡邊千芳委員長 公務でタクシーチケットを使っていなかったのに返金したということですが。返金手続について、その手続がそれでよかったかどうかということ副委員長は聞いておられるのですが。

○元平修治証人 その金額を全部返したということですね、それでよかったかと思っております。

○前田敏副委員長 手続については、どういう形で手続をしたのかというのは御存じですか。

○元平修治証人 ちょっと分かりません。

○前田敏副委員長 では、返金されたことも知らなかったということでもよろしいですか。

○元平修治証人 返金されたことは聞きました。

○前田敏副委員長 では、どういう形で返金されたかということで、先ほど返金するのはおかしいとおっしゃいました。そしたら、それに対する判断といいますか、意見というのはどこから提起されたのでしょうか。

○元平修治証人 御自分で先にもう返金するとおっしゃっていたのを聞いたので、御自身が返金されるのだと思いましたので、それだけでした。

○前田敏副委員長 では、同様ですけれども、サウナの電気料金も返金されています。それについても先ほどの判断と一緒に、おかしいとお思いですか。

○元平修治証人 はい、電気料金を返金するのは、記者会見のときでしたか何かでお

っしやっていて。

○前田敏副委員長 いえいえ、副市長はおかしいと思っているのですか。

○元平修治証人 それで、先ほどのすみません、私の答弁がおかしかったと思いますけれども、タクシー料金を返金するのはおかしいと、そういう意味でつぶやいたのではございません。どう言ったらいいかな。

○前田敏副委員長 それでは、すみません、質問を替えます。

タクシーの利用は、全て公務だと判断をしているということによろしいですか。

○元平修治証人 はい、そもそも、公務でないと使えないと思いますので。

○前田敏副委員長 そしたらお聞きしますが、お休みの日にタクシーを使っても、それは公務で問題ないという判断ですか。

○元平修治証人 すみません、それはよくありません。ですから、そういった部分は返金したという認識でいけば、返金がおかしいものではございません。

○前田敏副委員長 ということは、返金をされたタクシーチケットは、私的に流用したという判断をしたということによろしいですか。

○元平修治証人 そうですね。

○前田敏副委員長 私的流用と判断をされたということですが、返された金額を確認されましたか。

○元平修治証人 いえ、しておりません。

○前田敏副委員長 返されたことは知っているけれども、その手続については知らなかったということによろしいですか。

○元平修治証人 はい、私は何も手続はしておりませんので分かりません。

○前田敏副委員長 もう一度確認しますが、電気のサウナの30回だとか、17日間の宿泊あるいはタクシーということですが、こういった意味で、サウナについては30回という数字をお聞きだと思えます。御存じですか。

○元平修治証人 はい、当時その相談は何も、相談といえますか、これだけ入ったというのは知りませんが、全部支払いが終わった後に、誰かは分かりませんが、聞いた

ということですね。

○前田敏副委員長 では、返金については、お金が戻されたことは知っていたけれども、手続上の内容については全く知らないということによろしいですか。

○元平修治証人 はい。

○前田敏副委員長 あと1点、最後にしますが、市長は早朝に出勤をされております。職員カードでも市長の通勤方法は公用車と登録があります。それをタクシーで通勤しているということですから、それについては御存じですか。

○元平修治証人 はい、存じております。

○前田敏副委員長 それは、もう毎日タクシーの利用で、早朝出勤ということで規定が確認されているのでしょうか。内容的には、毎日早朝出勤で、タクシーを利用するというので皆さんに、私はそういう形で出勤をしますよという形になって、確認されているのでしょうか。

○元平修治証人 出勤の内容まで私が把握しているわけではございませんで、タクシーの実際のその予約とかも全部秘書課のほうでやっておりましたから、こうしますよというふうなのを聞いたわけではございません。

○前田敏副委員長 公用車を利用しない理由については、説明を受けておられますか。

○元平修治証人 公用車の場合、その人件費でタクシーのほうが安く上がるということだと思います。それと、早朝になりますと、職員の負担が多いからということではないかと思います。

○前田敏副委員長 早朝に出勤をされ、職員が8時45分から仕事をされますが、それまでに業務をするということでタクシーを利用しているということの説明を受けたことはありますか。

○元平修治証人 はい、それは使っているというのを聞いたことはあります。

○前田敏副委員長 街頭で池田市のコロナ対策含めてPRをするために駅等に立たれたときも、早朝にタクシーを利用しています。それ以外に、政務的に所属する、関係する自分の政党の新聞等をまくときもタクシーを使って駅等に向かっておられますけ

れども、その事実は御存じですか。

○元平修治証人 いえ、存じておりません。

○前田敏副委員長 それは公務でないと判断をいたしますか。

○元平修治証人 はい、その新聞をまいたりするのは公務でないと思います。

○渡邊千芳委員長 よろしいですか。ほか何かないですか。

○藤原美知子委員 1点だけ。東大阪の自宅と称される、御家族が住んでおられるところに週末往復されている、片道8千円から1万円ぐらいがずっともう毎週のように使われているわけですけれども、この自宅への往復にタクシーを利用するということは正しいということでしょうか。

○元平修治証人 それは正しいと思いません。

○藤原美知子委員 自宅という認識は、池田が自宅ということでしたよね。今これが大きな問題になって以降も、自宅に帰られるときのタクシー利用は今もされておりますか。

○元平修治証人 すみません、池田の家に帰るときに使っているかどうかと。

○藤原美知子委員 東大阪で。

○元平修治証人 今使っているかどうか、申し訳ないです、把握してませんし、それは使うべきでないと思っております。

○藤原美知子委員 市長が返金されるときに、自分は公的に間違っていないと思うけれども、世間がいろいろおっしゃるので返しますという形でお金を返しておられるので、市長としては、東大阪に帰るのも公務だ、公務の延長だというふうに思っておられるのではないかと思います、その後、こういった報道が起きた後、市長とこの問題について、話をされておりますか。

○元平修治証人 私は、自宅は一つで、池田だということを申しております。

○藤原美知子委員 池田ということを申して、市長は、東大阪のもう一つの自宅については、そのときどのようにおっしゃられましたか。

○元平修治証人 そこは特に何もおっしゃいませんでしたが。

○渡邊千芳委員長 では、次に、夏休みの件についてお伺いをいたします。これは、議会における虚偽答弁にもつながる、夏休み期間中のこと、また、市長が夏休みを取ったときの危機管理体制、それについてお伺いをさせていただきます。

元平証人は9月議会で、実家に帰っていたということで認識されていますが、8月7日から8月16日までのスケジュールについては、その当時、実家に帰っていたと把握していたということによろしいですか。

○元平修治証人 はい。

○渡邊千芳委員長 では、我々のほうに報告があつて、実家の淡路島から九州のほうへ行かれたということを知ったのは、報道後ですか。

○元平修治証人 はい。

○渡邊千芳委員長 9月議会のときには、そういうようなスケジュールのことは、そうではなかったよというようなことは、説明はなかったということによろしいですか。

○元平修治証人 はい、当時、実家に帰省しているということで聞いておりましたので、それだけでした。

○渡邊千芳委員長 その当時の8月7日のその前からも、それと、9月議会のときも実家に帰っていたということで把握をしていたということによろしいですか。

○元平修治証人 はい、そうでございます。

○西垣智委員 市長の今回の夏休みのスケジュールを、本人が取られる前に知りましたか。

○元平修治証人 スケジュール自体は存じませんでした。

○西垣智委員 それでは、本人に確認しなかったということですか。

○元平修治証人 7月の時点で、昨年も夏休みを取られたことがありましたので、問われたときに、どこへ行っているということになりますので、どこへ行かれるのですかと、議会等、また聞かれたときにどう答えたらいいですかということで確認しまして、母方の実家がある淡路島へ行くと、では、秘書課のほうにもそれで統一しますねというやり取りをいたしました。

○西垣智委員 そうしましたら、夏休み期間中はずっと淡路島に滞在していたという認識で間違いないですか。

○元平修治証人 はい、そのとおりです。

○西垣智委員 それでは、ちょっと少し視点を変えてお聞きします。この次の質問は、後の質問に関連する質問です。

9月議会で同僚議員がクラスター発生時の答弁を市長に求めていたにもかかわらず、副市長が答弁をされたのですが、今までにそういったことはありましたか。

○元平修治証人 その前に、委員会等でも私のほうからというのはあったかと思いますが。

○西垣智委員 すみません、質問通告が市長になっていたのに、それを副市長がされることというのは今までありましたか。

○元平修治証人 それはなかったと思います。

○西垣智委員 ないのであれば、なぜそのときはそうされたのですか。

○元平修治証人 そこで止まるよりも、スムーズに流れるほうがという、議会自体です。

○西垣智委員 市長が答弁したほうが止まる、副市長が答弁したほうが進んでいくというふうな認識ですか、そしたら。

○元平修治証人 すみません、市長が答えないとなって、副市長からとなったのでという意味で、それは市長が答弁されるのが一番いいかとは思いますが、まずそれが通告書にありますから。

○西垣智委員 まず、通告書は市長答弁ですよね。この答弁に対して、市長と打合せをしましたか。

○元平修治証人 すみません、ちょっと今、覚えておりません。

○西垣智委員 私も9月議会で市長の夏季休暇の滞り場所の把握について、副市長に質問しましたが、答弁がありませんでした。これは、滞り場所が淡路島ではないことを知っていたから答弁をしなかったのですか。

○元平修治証人 いえ、私はずっと淡路島にいたと思っておりましてので。

○西垣智委員 そうしましたら、先ほどの答弁にもありましたけれども、九州方面の離島と知ったのは報道のときというふうな理解でよろしいですか。

○元平修治証人 はい、報道以降ですね。

○西垣智委員 それでは、市長は夏休みに実際は九州とかへ行っていたわけですが、その移動手段とかはお聞きしたか、認識はしていましたか。

○元平修治証人 いえ、聞いておりません。

○西垣智委員 それでは、10月の決算委員会で、市長答弁では、種子島へ行くという答弁と、どのようなことがあっても2時間から3時間で帰省するとの答弁もしていましたが、元平副市長は、九州地方の離島から3時間で大阪池田に帰省できると思いますか。

○元平修治証人 本当にできるのかなという感じです。

○西垣智委員 そもそも質問になるのですけれども、今回、証人尋問をしているわけですが、副市長が今回分からない、分からないという答えがすごく多いのですけれども、そもそも副市長のなすべき職務というのは何と感じておられるのか。市長の行動の把握、市長公室の把握、秘書課の行動の把握など、これは個人的な感覚なのですけれども、そこら辺も副市長は把握しておかないといけないと思うのですが、その辺りはどのようにお考えですか。

○元平修治証人 私はそこまで自分ではしておりませんでした。とてもではないですが、皆さんのその行動の把握はできておりません。

○西垣智委員 最後の質問になりますけれども、今回の夏休みのスケジュールですが、市長が夏休みを取ることが問題があると言っていることではないのです。堂々と本当のスケジュールを報告して夏季休暇を取得すれば、このような問題にならないわけですが、結果的にこの期間中にクラスターが発生し、亡くなられた方もおられるわけですが、危機管理体制の観点から、市長の不明確なスケジュール報告について問題がなかったとお考えですか。

○元平修治証人　そもそもどこにいてもすぐ帰ってきてもらうという判断ではなくて、今でしたら、SNSといますか、インターネットとかを使っても、海外に行ったときでも職務代理を立てないような状況にふだんからありましたので、連絡が取れて、そこでこうしたらいいという判断をもらえれば、特段、どこに行っているということが問題となるとは思っていませんでした。

○渡邊千芳委員長　ほかに何かありますか。

○藤原美知子委員　今のスケジュール管理ですけれども、クラスターが発生したときに連絡を取るのに一連のスケジュールを聞いていなくてもSNSがあるから大丈夫というお話でしたけれども、私もよく充電を忘れて連絡がつかないというようなことが時折ありますが、そういったことも考えますと、少なくとも夏休み中の宿泊場所とかそういった場所ぐらひは確認しておく必要があるのではないかと。特に、市長というのは1人しかおりませんので、今、コロナ対策本部の本部長でもありますし、8月9日、このクラスターが発生して連絡が取れたということですので、本来は本部長としての役割を果たす必要があるので、帰ってきていただいて、この対応をどうしましょうかという対策本部を開く必要があったのではないかというふうに思いますが、それは進言されなかったのですか。

○元平修治証人　このときのクラスターというのがありましたが、これがまず、市の判断でできるどころでなく保健所の判断でやるものであったということと、それと、言ってしまうえば、一つのマンションがあつて、そこで、そのようなクラスター的なものが起きたのと同様のように思いましたというのがまずありました。

それと、そのように保健所の判断で動かざるを得ないというのがありましたので、戻ってきていただいてまでというのもありましたし、その中で、市長のほうもどうなっていますかというふうな問合せがあつて、岡田副市長と私と3人の連絡が取れるものがありまして、その中で今回の場合も戻らなければいけないのだったら戻りますよというようなこともありましたけれども、こちらで対応できますのでということでそのようになりました。

○藤原美知子委員 では、戻ってこれられなくても大丈夫だと答えたのは元平証人が答えたということですか。

○元平修治証人 直接私ではありません。

○藤原美知子委員 それは誰が答えたということですか。

○元平修治証人 ですから、その3人のLINEですので、両方見っていますが、先に答えたのは岡田副市長のほうが答えておられました。

○藤原美知子委員 対策本部は本部長がいなければ会議が開けませんよね。連絡会議の議事録を見せていただきましたけれども、本当に初めての死者が出るという、クラスター発生という大事なときで、非常に緊迫した様子がその文章からだけでもうかがい知れたのですね。こういう場合は、本部会議を開くために帰ってきていただいて、本部長の責任で保健所任せではなくて、市としてはどういう対応を取っていくのかということが必要だったのではないかというふうに思うのですが、そのときの判断では、そこまで必要がないというふうに副市長はお考えだったのでしょうか。

○元平修治証人 そういったクラスターが発生して、実際にどう対応するかといったときに、まず、施設長からも市のほうに防護服ですとかマスクですとか消毒液とかという話があったように聞いておりますが、それもまたこちらから確認したときに、ちゃんとした返事がもらえない中で、その返事をもらうのにまた時間がたったりしておりまして、危機管理課のほうも、これを調達してほしいということだったので、それはもう急なときなのだから出せばいいではないかといったやり取りがありまして、そのときすぐに亡くなられたというのではなかったと思います。その後で、既往症もあったりしてというようなことでお聞きしておりましたので、最初に聞いた段階で、市として、今どう対応できるかといったときに、そのときはやはり保健所が最終的に指示してやるので、そこに委ねることが一番だと思いました。

○藤原美知子委員 それは今でもそのように思っておられるのか。市長という立場は市民の命と健康に責任を持つ位置にいるというふうに思うのですね。ふだんではない、こういった事態が生じたときだからこそ、通常、この後の行程はほっておいても、す

ぐには帰れないけれども、いち早く帰ってくるということが必要だったのではないかと
いうふうに思いますが、今でもそう思っておられますか。

○元平修治証人 これはもう御自身の判断かなど。

○藤原美知子委員 副市長の考えは分かりました。ただ、対策本部の一員であり、市
長がいないときには副市長が責任者になるわけですから、本来は帰ってこられる可能
性があったのだったら、やっぱりほかではない事態なので、帰ってくるべきだという
ふうに私は判断するのですけれども、今後もこういったことが起きたときにはその
時々の判断で市長がいなくても大丈夫というふうにお考えですか。

○元平修治証人 私の言っている本人の判断というのは、やはり帰ってくると思えば
帰ってくるだろうと。

○藤原美知子委員 それは市長が判断することで、帰ってこいと言うべきことではな
いというふうに思っておられるということで理解していいでしょうか。

○元平修治証人 はい。

○前田敏副委員長 1点だけお聞きしますが、元平副市長は、職務代理者となってお
られます。その自覚はありますか。

○元平修治証人 恐らく、私の認識は薄いのだと思います。薄いといえますのは、何
から何まで全部把握してということはやっておりません。何か起きたときに立つのが
職務代理者だと思ひまして、ふだんいらっしゃるときに全てのことを把握しておらず、
でも、全てのことをふだんから知っておかないとそれが成り立たないのでしょうけれ
ども、そういった面では、薄いのだと思います。

○前田敏副委員長 大変失礼な質問かと思ひましたけれども、あまりにも職務的な中
身を知らないというのが多くあったものですから、お聞きをいたしました。

これで最後でございますけれども、コロナ対策の連絡会議のときに本部長指示とい
うことで案が出されております。それが議事録にもちゃんと残っておりますが、本部
長がいないので案で終わったというお話ですが、先ほどのやり取りを聞いていますと、
電話やSNSを含めて連絡できるのであれば、案ではなくて、きちっとした本部長指

示という形で連絡会議で確認できたというふうに思いますけれども、そうした連絡会議という部分と、最終的に8月21日のコロナ対策本部会議という中身が本部長指示案についても最終的に、決裁、確認をされておられません。こういう仕事のやり方というのは非常におかしいと思っておりますけれども、やはり、しっかりとした形で本部長の指示、あるいはそれを形にするということにしないと、今回のようなクラスターの問題についても3時間で帰ってくるとかというような言い訳はいいですけども、しかし、実際はそういったことではないと思っておりますから、やっぱりきちっとそういう職務を、進めるべきだと思いますけれども、こうした取組について、今後の在り方について、改める決意といたしますか、思いはありますか。

○元平修治証人 しっかり反省しないといけないと思います。

○渡邊千芳委員長 では、次に、パワハラのことについてお伺いをさせていただきます。

パワハラと叱責はもう紙一重ということになっていますので、いわゆる国が決めているパワハラの実態について、説明をさせていただきます。

パワハラというのは、正式にはパワーハラスメントなのですが、それについて、厚生労働省が設置した職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループは、平成24年1月に行った報告において、パワーハラスメントを「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」と定義しています。

次に、ある行為がパワハラに当たるかどうかの判断基準については、1、同じ職場で働く者に対して行われたか。2、職場上の地位や人間関係の職場内の優位性を背景に行われたものか。3、業務の適正な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与えるまたは職場環境を悪化させるものかとなります。

これらの要件のうち、ある行為が対象となる人に精神的・身体的苦痛を与えるものかどうかを判断するに当たっては、誰を基準とすればよいのかについて、裁判例では、

「平均的な心理的耐性をもった人」を基準として判断すべきとなっています。

次に、パワハラに当たる行為には、同じく厚労省のワーキング・グループの報告では、1、暴行、傷害行為などの身体的攻撃。2、脅迫や名誉毀損、侮辱、ひどい暴言などの精神的な攻撃。3、隔離、仲間外れにしたり、無視したりするなど人間関係からの切離し。4、不要、不可能な仕事の強制、仕事の妨害などの過大な要求。5、不必要に程度の低い仕事を押しつけ、仕事を与えないなどの過小な要求。6、私的な領域への過度の立入りの個の侵害の大きく6つ上げられています。

それでは、以上のことを踏まえて尋問させていただきます。

まず、証人は、富田市長から暴言を言われたことはありますか。

○元平修治証人 暴言とは思っておりません。

○渡邊千芳委員長 では、市長から、大声で叱責されたことや、心ないことを発言されたことはありますか。

○元平修治証人 あります。

○渡邊千芳委員長 それは、いつ、どこで、どのような内容でしたか。

○元平修治証人 私がゴールデンウイーク明けに1週間ほど腰痛のため、立ち上がれなくなりまして、休みを取りました。それで、出勤したときに、翌々日ですね、話をしているときに、大切な仕事を任すということがあるのに、ちゃんと復帰したらそれを報告してくれないと困ると言われたので、いや、昨日もお会いしていますし、そういったことをなぜ言うのですかというような話をされていて、私のほうが声を荒げました。そういった、もうちゃんと挨拶はしていると私は思っておったので、それをなぜ問われるのですかということをもっと荒い言い方で言ったと思います。それに対して、市長が大きな声を発されました。そういったときがございました。

○渡邊千芳委員長 内容はどのような内容ですか、大声の内容というのは。

○元平修治証人 どれだけ俺と岡田副市長が僕の負担にならないように気を回しているのか分かっているのかと。そういった、もう心配りとかができないと、周りの者が思っていることに対して配慮がないというのはどういうことかというようなことでし

た。

○渡邊千芳委員長 それは、場所は市長室ですか。

○元平修治証人 はい、そうです。

○渡邊千芳委員長 1対1ですか。

○元平修治証人 はい、そうです。

○渡邊千芳委員長 次に、富田市長から、そのときはあったかどうか分かりませんが、辞職するように命じられたことはありますか。

○元平修治証人 あります。

○渡邊千芳委員長 それもそのときですか、ほかにもありましたか。

○元平修治証人 そのときではございません。

○渡邊千芳委員長 それはいつ、どのようなときですか。

○元平修治証人 それは夏だったと思います。先ほど来あるような、私が秘書課の職員をまとめ切れていないという話がありまして、それは職務代理者としてどうなのだというようなことを言われました。私は、そこまで私は今、見切れていませんという話をしたとき、では、もうちょっと難しいですねというような話の中で。

○渡邊千芳委員長 そのときに辞職をせえというようなことを言われたということでもいいですか。そういうような内容のときに辞職をもうしろと、そういうような、秘書課をまとめられないようなことであればということによろしいですか。

○元平修治証人 辞職、ちょっと、どういうのですかね、では、もう無理ですねという感じでしたね。

○渡邊千芳委員長 無理ですねというのは、市長のほうから無理ですねと言われたのですか。

○元平修治証人 はい。それで、私が、無理といいましても私はできるだけのことばやっておりますと。それと、私自身が7月ぐらいに大変もう精神的に、コロナのこともあったりとかで、これは市長とかではなくて、仕事の上で私自身がやっていけるかなという自信がなかったので、そういう話をしておりましたので。

○渡邊千芳委員長 次に、これはいろんな証言からなのですが、3階フロアに響き渡るような大声で市長から証人が叱責されたというようなことを聞いているのですが、それは、先ほどのいろんな話のことなのか、それは事実なのか、それほどの叱責があったのかというのは事実かどうか、確認なのですが。

○元平修治証人 それがゴールデンウィーク明けのときのことだと思います。

○渡邊千芳委員長 はい、分かりました。それでは荒木委員よりお願いします。

○荒木眞澄委員 それでは、引き続き、パワハラに関して質問させていただきます。

まず、市長から市長公室長に対して暴言を言っていた場面に遭遇したことはありますか。

○元平修治証人 その場面には会っていません。

○荒木眞澄委員 では、今度、市長から前市長公室長に対して暴言を言っていた場面に遭遇したことはありますか。

○元平修治証人 ちょっと記憶がはっきりしません。

○荒木眞澄委員 では、次に、市長から秘書課の職員に対して暴言を言っている場面に遭遇したことはありますか。

○元平修治証人 暴言とまでは思わないですけども、声が大きくなっているときはありました。

○荒木眞澄委員 それは、いつ、どのような状況か、内容か、お分かりでしたらお願いいたします。

○元平修治証人 ちょっといつかまでは分かりませんが、恐らく1月ぐらいだったかと思いますが、何か打合せ中になかなか難しいことだったので、職員としては難しいです、無理ですという話になったときにあります。それぐらいです。

○荒木眞澄委員 では、市長が秘書課の職員に対してそういうふうに大きな声といますか、声を荒げられたという、頻度的にはどのぐらいありましたか。

○元平修治証人 私が知っているのはそんなに多くあるわけではございません。頻度といたしましても、当たり前のようにあったという意味ではなく、その内容がたまたま

そういうようなものだったということで、秘書課でない場合もですか。

○荒木眞澄委員 秘書課だけです。

○元平修治証人 秘書課ですよ。特にそんなに頻繁に、頻度といいましても、たまにそこに出くわしたというのと、それと、今思い出しましたが、もう一度、1つあったのは、そのときは私のほうが声を荒げたのを今思い出しました。ですから、市長ではありません、ごめんなさい。

○荒木眞澄委員 では、すみません、今、声を荒げられたその状況といいますか、背景はどのような状況でしたのでしょうか。

○元平修治証人 私の状況ですか。市政功労者表彰の件がありまして、職員の異動がある中でやっていて、全然進んでいない状況だったので、何を今言うてんねんと私が言ってしまったのを覚えています。そんなん先にやらないと、そんなん進めないやないかというのは私が言いました。

○荒木眞澄委員 先ほど、市長がそのように秘書課の職員に対して大きな声を上げられたことがあったと、聞いたことがあるというふうにおっしゃいましたけれども、そのときに、元平副市長はどのような対応をされましたでしょうか。

○元平修治証人 何もしていません。

○荒木眞澄委員 次に、市長から元秘書課の職員に対して暴言を言っていた場面に会われたことはありますか。

○元平修治証人 元秘書課といいますと、今の前ですね。先ほど言ったのが元秘書課の方の話です。

○荒木眞澄委員 先ほど言われたのは元秘書課の職員に対してそういうことがあったということですね。

○元平修治証人 はい。

○荒木眞澄委員 では、今現在の秘書課の職員に対してはいかがですか。

○元平修治証人 それは存じません。

○荒木眞澄委員 では、次に、市長からその他の職員に対して暴言を言っていた場面

に遭遇したこと等がありますか。

○元平修治証人 ちょっと記憶にありません。

○荒木眞澄委員 では、次に、市長がいけだサンシー株式会社の元社長の中堂氏に対して暴言を発していた場面に遭遇したことはありますか。

○元平修治証人 打合せをしているときにいろんな話が出ていて、ありました、その暴言というふうには捉えておりません。

○荒木眞澄委員 では、次に、市長が池田市再開発ビル株式会社の元社長である早川氏に暴言を発していた場合に遭遇したことがありますか。

○元平修治証人 いえ、ありません。

○荒木眞澄委員 では、次に、市長からのパワハラというもの、行為に対して、職員のほうから元平副市長に対して相談をされたことというのはありますか。

○元平修治証人 ありません。

○荒木眞澄委員 では、先ほど、元平副市長自身が職員に対して大きな声を出したことがあるという分ですけれども、大変失礼な質問かもしれませんが、あなた自身がほかにそういったパワハラ的な行為をしたということはありますか。

○元平修治証人 私はそのとき、そういうパワハラと思っていませんが、立場とかを考えれば、あると思います。

○荒木眞澄委員 では、少し、できれば具体的にその背景と内容を教えてくださいませんか。

○元平修治証人 少し長くなったら申し訳ないのですが、私は秘書課の職員に、スケジュールがあって来客が来たときに、もう随分時間がたってから呼びに来たので、それやったら、何で最初にほかの人入れるときに一緒に入れてくれなかったんやということで、叱責したことはあります。そのときに、ほかに聞かれないから部屋の中に入れて、閉めたものですから、かえって大変だみたいになってしまったというふうになって、後から、市長公室長が飛んできました。いえ、違うよと言って、こういふことで本人と話したということはありました。

それから、そのほかにも秘書課の職員に、何でそんなんちゃんとしてくれないねんと言ったことはあります。

それから、決裁の際に、持ってくるのが遅いというようなことで言ったこともあると思います。

ですから、私自身が激高しやすい性格を持つておるのは自覚しておりまして、それはよくないと、年末のときに秘書課の職員にも、反省してもうそういうことはしないからというふうに言ったことは事実でございます。

○荒木眞澄委員 実際、前回のアンケートの証言から、元平副市長がそういうパワハラ行為をされているという証言がありまして、質問させていただきまして、今の話を聞いていますと、副市長自身もそういうのを自覚しているということによろしいですか。

○元平修治証人 はい、そのときは何でや、やってくれよという思いですけれども、でも、取るほうに取ればそう思いますので、今言ったように自覚しております。

○荒木眞澄委員 では、再度、ちょっと副市長にお聞きしたいのですけれども、副市長が考えるパワーハラスメントというのはどういうものだと思いますか。

○渡邊千芳委員長 これはされたほうということでもいいですね。

○荒木眞澄委員 そうですね。

○元平修治証人 ちょっと大変難しい、どう答えていいか分からないのですけれども、本当に受け取り方次第なので、私自身はそんなに自分が受けるとすれば、そんなにハラスメントというのよりも、どんな言い方されても自分のために言ってくれているといたしますか、事をなすためにというようなことで、ずっとそういうふうに、いったら育ってきたところがありますので、分からないのですね、なぜハラスメントになるのかという。それは正直なところあります。

でも、それが関係なしに、何かもうやみくもにこう言ってこられて、無理難題であれば、やはりそれはおかしいのだろうなどは思いますが。

○荒木眞澄委員 では、先ほど若干お話が出ましたけれども、3階フロアに響き渡る

ような大声で叱責されたという証言がありますけれども、そのときに居合わせた職員が大変不安を感じられたというのはあるのですけれども、それは御存じでしょうか。

○元平修治証人 はい、心配してくださったのは覚えております。

○荒木眞澄委員 では、先ほど、副市長のほうから、秘書課の職員に対してもパワハラ的な行為をしたというのをおっしゃられましたけれども、御自身がそのように、行為に及んだ背景では、その背景の中に市長からあなたに対してパワハラですね、そういったものが影響しているのではないかと思いますけれども、それについてはいかがですか。

○元平修治証人 それは違うと思います。ですから、私自身、副市長でないときでも、それ以前からでも、実際に部下に対してそういう声を荒げたことはありますので、私の持っている気質だろうと思います。

○荒木眞澄委員 質問を替えますけれども、市長が秘書課職員に洗濯をさせていた場面に遭遇したことはありますか。

○元平修治証人 ありません。

○荒木眞澄委員 では、市長が秘書課職員に洗濯をさせていたことを知っていましたか。

○元平修治証人 知りませんでした。

○渡邊千芳委員長 若干、ちょっと確認なのですが、秘書課の職員に暴言を吐いているところ、そういうようなところに遭遇したというのが1月でしたか、7月でしたか。1と7がちょっと分からなかったのですが。

○元平修治証人 1月です。

○渡邊千芳委員長 1月ですね。去年の1月という意味ですか。

○元平修治証人 ですから、前の秘書課の職員です。

○渡邊千芳委員長 前の秘書課の職員で、1月にということですか。

○元平修治証人 はい、年が明けてからだったと思います。

○渡邊千芳委員長 はい、分かりました。

○元平修治証人 冬だったと思います。

○渡邊千芳委員長 はい、分かりました。

では、ほかにありますか。

○前田敏副委員長 確認でお聞きするのですが、市長付の職員を市長室に配置をされたことは御存じですか。

○元平修治証人 はい、存じております。

○前田敏副委員長 その方は今、秘書課にはいらっしゃらないし、市長室にもおられないと思うのですけれども、その方はどういうお仕事で配置されたのか、御相談ありましたか。

○元平修治証人 今、病院のほうに応援で行ってもらっております。籍としては秘書課のままでございます。

○前田敏副委員長 その配置についての説明はお聞きですか。

○元平修治証人 はい、私のほうからもこの方に行ってもらって、病院の応援をしようと言いましたので。

○前田敏副委員長 いえ、今は応援で結構ですが、配置されたときの相談、理由については御存じですか。

○元平修治証人 やはり中に入って、自分の仕事を手伝ってもらう人間がいるほうが事が進むということでございました。

○渡邊千芳委員長 2点ほど、証人、お聞かせさせていただきます。

先ほどのクラスターの件というか、夏休みの件なのですが、夏休みのことについては、元平証人は市長から、うそをつかれたということでもいいですか。もう実家に帰っていたということですと通しておられる、そういうことで確認させていただいていいですね。

○元平修治証人 はい、私が伺っていたのは、淡路島の実家に行っていたということだけでした。

○渡邊千芳委員長 ということですから、それはうそであったということによる

しいですか。

○元平修治証人 それ以上に、ほかに行っていたというのを本人からは私、聞いておりません、それ以降も。

○渡邊千芳委員長 それと、もう一つ、これはいわゆる市長からの暴言、理不尽な指示で職場の雰囲気、秘書課だけではないと思うのですが、組織が萎縮してしまっていると。これはいろんな証言からそういうのがあるのですが、そういうようなことは副市長として感じておられましたか。

○元平修治証人 市長のというよりも、私自身が何度かやっておりますので、私が失礼しているのかなというのはありません。

○渡邊千芳委員長 ということは、副市長としての能力をもう少し伸ばさないといけないと。だから、この職場の雰囲気、萎縮した環境を自分が直さないといけないというように感じているということによろしいですか。

○元平修治証人 はい、そうです。

○渡邊千芳委員長 では、もうこれで元平証人に対する尋問は終わります。

元平証人、本当に長時間、ありがとうございました。緊張したと思いますが、ありがとうございました。退席していただいて結構ですので、御苦労さまでございました。ありがとうございました。

(元平修治証人退室)

○渡邊千芳委員長 皆さんにちょっとお諮りさせていただきたいのですが、次の証人尋問の時間は13時を予定しておりますが、13時半に変更することによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○渡邊千芳委員長 では、暫時休憩いたします。再開時間は13時30分とします。

(午後0時36分休憩)

(午後1時30分再開)

○渡邊千芳委員長 再開いたします。

休憩前に引き続き、証人尋問を行います。

それでは、証人入室のために暫時休憩をいたします。

(午後 1 時30分休憩)

(午後 1 時30分再開)

○渡邊千芳委員長 再開いたします。

岡田証人におかれましては、お忙しいところ御出席賜り、ありがとうございます。

本委員会の調査のため、御協力のほど、よろしく願いいたします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより、証人は原則して証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることになっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族もしくは3親等内の姻族の関係にあり、またはあつた者、証人の後見人、または証人の被後見人が刑事訴追や有罪判決を受けるおそれがある、また、名誉を害すべき事項に関するとき。医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理人、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にあつた者がその職務上知つた事実であつて黙秘すべきものについて尋問を受けるとき。技術または職業の秘密に関する事項についての尋問を受けるとき。以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨、申出をお願いいたします。

それ以外には証言を拒むことはできません。もし、これらの理由がなく、証言を拒んだときは、6か月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることとなっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないこととなっておりますが、その宣誓につきましても次の場合はこれを拒むことができることとなっております。すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族もしくは3親等内

の姻族の関係にあり、またはあった者、証人の後見人の被後見人の関係にある者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外は拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。

以上のことを御承知いただきたいと思えます。

それでは、法律に定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。傍聴人、報道関係者も含め、全員起立をお願いいたします。

(全員起立)

○渡邊千芳委員長 それでは、証人は宣誓の朗読をお願いいたします。

○岡田正文証人 私は、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓います。令和3年1月20日、岡田正文。

○渡邊千芳委員長 では、その宣誓書に署名捺印をお願いいたします。

(岡田証人 宣誓書に署名、捺印)

○渡邊千芳委員長 では、皆さん、お座りください。

(全員着席)

○渡邊千芳委員長 これより証言を求めることとなりますが、証言は、証言を求められる範囲を超えないこと、証言の際には、その都度、委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。

なお、証言の際は、着席のまま御発言いただいて結構ですが、できるだけ結論から御発言をいただき、また、ゆっくりと端的にお願いをいたします。

次に、証人席には、メモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、必要によりお使いいただいて結構です。

なお、各委員に申し上げます。本日は、事前に証人に通知いたしております証言を求める事項について、証人より証言を求めるものでございます。尋問に当たっては、証人の人権に配慮されるとともに、円滑な議事進行に御協力をお願いいたします。

これより、岡田証人から証言を求めます。最初に、私のほうから所要の事項をお尋ねし、次に各委員から御発言を願うことにします。

では、初めに、人定尋問を行います。

まず、あなたは、池田市副市長の岡田正文さんですか。

○岡田正文証人 はい、間違いございません。

○渡邊千芳委員長 次に、住所、職業、生年月日については、事前に記入していただいた確認事項記入表のとおりで間違いございませんか。

○岡田正文証人 相違ございません。

○渡邊千芳委員長 では、私から、あらかじめ委員会で決定した主尋問の事項についてお尋ねをいたします。

岡田証人、我々、この委員会は真実を明らかにすることを念頭に尋問をさせていただきます。岡田証人は、事実を素直に述べていただければ結構です。知らないことは知らない、分からないことは分からないと正直に答えていただければ結構です。それによって、これは職責を迫及する場所ではないので、よろしく願いいたします。

まず最初に、市長が市長控室と言っている部屋に私物を持ち込んだ件で確認をさせていただきますが、あの部屋は、私たち委員会では、更衣室、男子トイレ、女子トイレと認識していますが、岡田証人の認識もそれでよろしいでしょうか。

○岡田正文証人 はい。

○渡邊千芳委員長 また、昨年3月議会に、西垣委員と中田委員と私で見に行ったときは更衣室に施術用簡易ベッドがあり、男子トイレにエアロバイクなど健康器具が置かれていたと記憶をしております。10月22日以降の報道で、更衣室に畳ベッド、男子トイレに施術用簡易ベッドほか、生活感あふれるものがあり、女子トイレにサウナが置かれており、廊下に健康器具が置かれていたことを確認しています。その前提で質問をさせていただきます。

この更衣室、男子トイレ、女子トイレを市長は市長控室と呼んでおりますが、この市長室に隣接するこの部屋の使用目的は、市長が仮眠を取るための休憩室として造ら

れたものであるかどうか、まずその確認をさせていただきます。

○岡田正文証人 先ほど説明があったとおり、更衣室とトイレという意味なので、仮眠という目的で造られたとは思っておりません。

○渡邊千芳委員長 では、更衣室及びトイレは、市長専用のものであるのか、それともトイレは来客用のもの、また、更衣室は秘書課全体で使うものなのか、その辺りについてお伺いさせていただきます。

○岡田正文証人 報道以降、調べた結果も含めてですけれども、そこがどの目的で造られた場所であるかというのは不明確であります、私は市長専用のトイレと更衣室であると認識しておりました。

○渡邊千芳委員長 では、女子トイレは女性の市長が誕生したときの市長専用のトイレという認識ですか。

○岡田正文証人 そう思います。

○渡邊千芳委員長 では、市長がサウナを使用していたことを令和2年10月22日の一連の報道が出る前から知っていましたか。

○岡田正文証人 知っていました。

○渡邊千芳委員長 それはいつ頃使用していたか、知っておられましたか。

○岡田正文証人 全く知りません。

○渡邊千芳委員長 使用していたことは知っていた、報道の前から。

○岡田正文証人 知りません。

○渡邊千芳委員長 それは知らないのですか。

○岡田正文証人 使用していたことは知りません。

○渡邊千芳委員長 使用していたことは知らない。

では、設置していたことは知っていますか。

○岡田正文証人 2日前に知りましたので、知っていました。

○渡邊千芳委員長 10月22日の2日前に。

○岡田正文証人 たしか月曜日だと思うのですけれども、月曜日に知りました。

○渡邊千芳委員長 はい、分かりました。

では、女子トイレを秘書課の職員が清掃したと確認しているのですが、女子トイレはサウナを入れる前は、どんな部屋だったのですか。

○岡田正文証人 それまで、あまり見に入ることがないので、実際の状態は知らないのですが、秘書課の職員に聞いたところ、以前は物入れの状態であったというふう聞いております。

○渡邊千芳委員長 2日前にサウナを設置していたことを知ったということですから、サウナをどのように使っていたかまでは分からないということよろしいですか。

○岡田正文証人 はい。

○渡邊千芳委員長 では、設置について、どのような手続が必要かということについて、市長に確認を取りましたか。

○岡田正文証人 設置された段階では、私は申し訳ないのですけれども、設置されたということを知りませんでしたので、その確認は私はしておりません。

○渡邊千芳委員長 では、もう設置について、事前に相談もなかったということよろしいですか。

○岡田正文証人 はい、ありません。

○渡邊千芳委員長 では、サウナだけではないのですが、施術用ベッドとか健康器具も含めてなのですが、市長の健康状態について聞いたことがありますか。

○岡田正文証人 はい、聞いたことがあります。

○渡邊千芳委員長 市長は、どのような健康状態であるかということをお聞かせましたか。

○岡田正文証人 大学時代、アメリカンフットボールをやっていて、そこで脊椎、腰を痛めたということは聞いておりました。

○渡邊千芳委員長 はい、分かりました。それでは藤原委員よりお願いします。

○藤原美知子委員 それでは、本日は、御出席いただきましてありがとうございます。

まず、市長控室とされている場所の使用目的について、もう一度お聞かせいただき

たいと思います。

先ほど、市長の専用のスペースであるというふうにおっしゃっておられましたけれども、これは市長室の中にあるものではなくて、市長公室、つまり副市長や秘書課の職員もいる場所の中に造られているものであって、来客とか打合せの職員も出入りする場所なので、この議会棟にトイレがあるように、市長公室全体で使うものではないのかと私たちは思いますが、今の認識、先ほどまでは市長専用だと思っていたということではありますが、今も市長専用の場所だというふうに認識されておられますか。

○岡田正文証人 報道以前は、市長以外に誰も入ったところを見ていませんし、前政権の中でも市長が使われているという認識だったので、私は市長専用だと思っていたのですけれども、ただ、報道以降、図面を見て、担当者に説明を聞きましたところ、私の主観ですけれども、形からいくと、市長室及び応接室への来客者も含めた、市長も含めたトイレだという形で造られているのではないかと私は今は思っております。

○藤原美知子委員 場所が、市長控室というふうにはなっていないくて、単なる更衣室、男子トイレ、女子トイレという表示になっているかというふうに思いますが、更衣室と控室は同じものだという認識でしょうか。

○岡田正文証人 どこにも書いていませんが、更衣室、男子トイレ、女子トイレを合わせて、皆さんが市長控室と呼ばれているのかなと思っております。

○藤原美知子委員 入り口の表示に更衣室、男子トイレ、女子トイレというふうにあるというふうに思いましたので、全体を市長控室という認識であるということですね。そうしますと、これは副市長たちも利用できる場所という認識でよいでしょうか。

○岡田正文証人 今は使っても構わない場所だと思っております。

○藤原美知子委員 では、次に、サウナの設置の問題についてお尋ねをしたいと思えます。市長室といえども、公の施設である市役所内にサウナの設置が許されると思っておられますか。見解を伺います。

○岡田正文証人 思っておりません。

○藤原美知子委員 思っていないということであれば、サウナが設置されていること

が分かった段階で、市長に対して注意はされましたか。

○岡田正文証人 はい、それが月曜日だったと思います。そのときに知ってすぐに、もう市長には申し伝えました。

○藤原美知子委員 では、そのとき、市長はどのように答えましたか。

○岡田正文証人 当然、置いてはいけないものですかと、違法なものですかという問合せがあり、私もその見解を持ち合わせておりませんでした。違法ではないけれども、一般の方が見て許される問題ではないということは指摘させていただきました。

○藤原美知子委員 では、その指摘の後、市長はどのように言われましたか。

○岡田正文証人 どうするべきですかと聞かれたので、速やかに撤去すべきと言っただけです。

○藤原美知子委員 撤去すべきと言って、その後撤去をされたということでいいのでしょうか。

○岡田正文証人 はい。

○藤原美知子委員 では、撤去をされた日時はいつでしょうか。

○岡田正文証人 ちょっとうろ覚えなのですが、月曜日に指摘して、確か水曜日に出したと思います。

○藤原美知子委員 時間帯は。

○岡田正文証人 21時半頃だったと思います。

○藤原美知子委員 その撤去に副市長は手伝われましたか。

○岡田正文証人 はい、手伝いました。

○藤原美知子委員 それは、市長の指示ですか。

○岡田正文証人 指示といいますか、誰もいてませんので、私らがやりました。

○藤原美知子委員 では、撤去を決めたその日、その場所に副市長お二人はいらっしやって、手伝ってくれと言われたという判断ですか、それとも呼び出されたのか。

○岡田正文証人 いえいえ、今晚、会議が終わった後、運び出すので手伝ってほしいという話になりました。

○藤原美知子委員 それは、私物であるにもかかわらず、副市長に手伝ってほしいというのは、公務として指示されたという認識ですか。

○岡田正文証人 公務というよりも、私も自ら、取りあえず撤去すべきなので、私も手伝わせていただくということです。

○藤原美知子委員 では、断れなかったというよりも、自ら手伝ったという認識でよろしいですか。

○岡田正文証人 はい、その認識で結構です。

○藤原美知子委員 では、サウナを撤去する際、お二人だけがお手伝いをされましたか。

○岡田正文証人 私も含めた両副市長と市長の知人2人と4人でやりました。市長も含めると5人になります。

○藤原美知子委員 知人2人のお名前は分かりますか。

○岡田正文証人 これはそこまで必要なのでしょうか。

○藤原美知子委員 私的なものであるのか、公的なものとして副市長が参加しておきながら私的な方も一緒に参加されたのかという観点でお答えいただければというふうに思っております。

○岡田正文証人 一人の方は田中さんという方なのです。その方の友人です、もう一人は。

○藤原美知子委員 設置は知らずに、撤去だけ手伝ったということでもよろしいですね。

○岡田正文証人 はい。

○藤原美知子委員 ちょうどこの出された日が、デイリー新潮でサウナ持込みが発覚する前日だという認識なのですけれども、これは、岡田副市長が撤去すべきだという根底に、そういった情報が入っていたとか、それよりもその情報がどこからか入ってきたので、撤去をするということになったのか、その辺りはいかがでしょうか。

○岡田正文証人 報道の件は一切知りませんでした。ただ、当然、置くべきものではないので、私は速やかに出すべきだというところで、たまたまそれが水曜日に出した

という認識でおります。

○藤原美知子委員 では、話を替えますが、サウナ設置の際に女子トイレを秘書課の女子職員が掃除をさせられたというふうに聞いておりますが、トイレの掃除は大体業者委託ということになっているというふうに思いますが、なぜ女子職員にさせたのか、女子職員から相談を受けられておられますか。この事実を知っておられますか。

○岡田正文証人 いや、知りませんでした。

○藤原美知子委員 サウナについては、どのような時間帯に使用されていたかは御存じですか。

○岡田正文証人 報道の後、昼休みに使っていたというようなお話になって、その間に使っていたのだらうと思っております。

○藤原美知子委員 確認しますが、昼休みにサウナを使っていたということですか。

○岡田正文証人 現場を見たわけではありませんが、そのように報道でも言われていたと思っていますので、お昼に使っていたのだと思っております。

○藤原美知子委員 サウナ撤去をする際に、使用した搬出用の車両というのは誰のものでしょうか。市長が準備されたものということでよろしいですか。

○岡田正文証人 田中さんの車だと思っております。

○藤原美知子委員 では、サウナの問題、最後なのですが、昼休みにサウナを使っていたということを聞いたときに、市長に何か進言をされましたか。

○岡田正文証人 いや、もうサウナの設置自体が、当然、置くべきではないと言ったので、昼に使っていたとか聞いたからどうのこうのという指摘はしておりません。

○藤原美知子委員 では、次に、市長の健康状態なのですけれども、先ほど、アメフトで腰を痛めたというお話を聞いておられるということでありましたけれども、サウナを市役所に設置しなくてはならないほど、つまり、常に毎日お昼休みにサウナに入っておかないといけないぐらい健康状態が悪いというような認識はありましたでしょうか。

○岡田正文証人 一日サウナに入らなければ死んでしまうような状況やったら、市長

という職務は無理ですので、そこまでは痛いものではないと思っておりますけれども、入ることによって幾分痛みが緩和されるのだろうという認識はありました。

○藤原美知子委員 それでは、市長に進言をされたので撤去をされたということで、その健康状況を聞いたときに、医師の診察とか治療を受けているとか、それから診断書を求めたりとか、そういったことはされたでしょうか。

○岡田正文証人 一切そういうことはしておりません。

○渡邊千芳委員長 それでは、サウナの件について。ほかにありますか。

○西垣智委員 10月19日の月曜日ですね、サウナの設置を知ったとのことですが、その情報はどこから知りましたか。

○岡田正文証人 ちょっと忘れましたが、ある部長からこういううわさが流れていますよということを聞きましたので、それで、秘書課の職員とともに現場を見させていただきまして、確認させていただきました。

○西垣智委員 それでは、10月21日の水曜日ですね。前回のこの委員会で、昼頃に朝礼があったということですが、この朝礼に副市長は参加されておりましたか。

○岡田正文証人 何の朝礼ですかね。秘書課の職員朝礼ということですか。

○渡邊千芳委員長 撤去をした日が21時半ぐらいと言われていたと思うのですが、その日の昼頃に朝礼があったということなのですが、そのときに岡田証人がおられたかどうかということです。

○岡田正文証人 ちょっと朝礼という、どの場所でどんな朝礼だったのか、僕は分からないのですが、私らの朝礼は、職員が僕らの部屋に来てやる分だけですので、みんながまとまってやる朝礼というのはないということです。

○西垣智委員 そこら辺はこっちのほうも朝礼という認識は、毎朝朝礼をしているのかなというふうなことで、前回の委員会で聞いたのですけれども、その日に限って、市長は昼頃に登庁して、そのときに朝礼をしたというふうなことを前回の委員会でお聞きしたのですけれども、その朝礼に、多分秘書課内というか、公室内だとは思っているのですけれども、10月21日ですね、昼頃にやっている朝礼に副市長は参加されたのかと

いうことをお聞きしたいのですが。

○岡田正文証人 ちょっとどのことを言われているのか、僕は分からないのですが、朝礼というのは、大きく分けて3つ、僕が知っているのは、秘書課で秘書課がやっている朝礼、秘書課の職員2人と市長がやっている朝礼、両副市長と市長がやる朝礼、朝礼と言われるような会合というのですか、その3つがあるのですけれども、どのことを言われているのかちょっと分からないので、すみません。

○西垣智委員 そしたら、市長が参加される朝礼というのは、全て副市長は参加されるのですか。

○岡田正文証人 さっき言いましたように、秘書課の職員と市長が打合せされる朝礼と、両副市長と市長が3人でやる朝礼と、この2種類が市長が入っている分としてはあります。

○西垣智委員 そしたら、僕の認識の朝礼には副市長は参加されていないということですね。

それでは、最後の質問なのですが、解体の撤去に関わったのが市役所の関係者以外に市長の後援会の会長ともう一人ということなのですが、もう一人との面識は以前からありましたか。

○岡田正文証人 はい、一度だけ見たことはあります。

○渡邊千芳委員長 ちょっと確認なのですが、市長が記者会見をされたときに、このサウナの撤去については、奥さんのほうからの助言やということを知っているのです、記者会見ではね。今のお話でいくと、岡田証人が副市長として、やはりこれは撤去したほうがいいですよと、部長のほうからそういううわさを聞いて、岡田副市長として、それはもう撤去しないといけないということで、撤去になったということで認識してよろしいですか。

○岡田正文証人 はい。私も間違いなく助言はしたのですが、その決め手が奥さんからの助言やったかもしれませんけれども、そこは内情は分かりませんが、私も助言したということは事実です。

○渡邊千芳委員長 では、次に、畳ベッドについて聞かせていただきます。畳ベッドが使用されているのは、この報道前から知っておられましたか。

○岡田正文証人 はい。

○渡邊千芳委員長 それはいつ頃、畳ベッドを使用しているのを知りましたか。

○岡田正文証人 使用状況は知りませんが、サウナと同じ時期、月曜日に見て発見しました。

○渡邊千芳委員長 では、この畳ベッドについても一連の報道の2日前に知ったということで、設置されていることを知ったと。だから、どのように使っていたかというのは知らないということでもいいですか。

○岡田正文証人 はい、そのとおりです。

○渡邊千芳委員長 では、もう先ほどのサウナと一緒にですが、手続が必要であるか、そういうことを助言することもなかったと解釈していいですか。

○岡田正文証人 はい、サウナと同じで、いつ設置されたかもその当時は知りませんでした。

○渡邊千芳委員長 だから、この設置について、事前に相談があったわけでもないということによろしいですか。

○岡田正文証人 はい、何も知りませんでした。

○藤原美知子委員 では、畳ベッドの設置、撤去についてお尋ねしたいと思います。

まず、この畳ベッドですけれども、なぜ自宅ではなくて市役所に、執務をする場所に置く必要があったのか、この内容については、副市長に説明がありましたでしょうか。

○岡田正文証人 報道以降になったと思いますが、以前の施術用ベッドでは狭かったので、そのベッドを入れたというふうにはたしか聞いたと思っております。

○藤原美知子委員 狭かったので入れたということですがけれども、この畳用ベッドを入れることそのものが正しいというふうに思っておられますか。

○岡田正文証人 思っておりません。

○藤原美知子委員 それでは、なぜ畳ベッドを入れたのか、入れるべきではないというふうな注意はされましたか。

○岡田正文証人 サウナと同時に、畳ベッドも注意させていただきました。

○藤原美知子委員 では、畳ベッドの撤去もサウナと一緒に撤去をされたということですか。

○岡田正文証人 たしか同時にやったと思います。

○藤原美知子委員 それでは、サウナと同時に畳ベッドも一緒に、両副市長ともに手伝って撤去をしたということでしょうか。

○岡田正文証人 はい。

○藤原美知子委員 撤去に関してですけれども、指示を受けたときに、本来、副市長がすべき仕事だというふうに思われましたか。

○岡田正文証人 副市長という立場ですべき仕事かどうかというのはちょっと分からないのですけれども、市長に任命された職柄上、当然、協力するべきものとは思っております。

○藤原美知子委員 これを断れるような状況にはなかったのですか。

○岡田正文証人 いや、幾らでも断れたと思うのですけれども、当然、速やかに撤去するべきものと思っていたので、自らやらせていただきました。

○渡邊千芳委員長 畳ベッドについてほか何かないですか。

○前田敏副委員長 畳ベッドも先ほどのサウナも設置を知らないということですが、それは結構なのですが、1点お聞きしたいのは、テレビの記者会見で、転居に伴って市役所に持ち込んだという報告をされております。それは9月中旬に転居をしたということで報告されておりますけれども、そういう理解を報道で知ったということでしょうか。

○岡田正文証人 はい、私たちが報道で知ったのが初めてです。

○前田敏副委員長 1点だけお聞きします。市長の転居は、私どもの確認では、提出いただいた記録では、7月末に転居をされておりますけれども、それは御存じなかつ

たですか。

○岡田正文証人 はい、その当時は知りませんが、後で確認させていただいたところ、7月の末頃ですかね、その当時に転居していたということは知りました。

○渡邊千芳委員長 では、次に、施術用簡易ベッドのことについてお伺いさせていただきます。これについては、3月の総務委員会の際に更衣室にあったということだったのですが、いわゆる施術用の簡易ベッドを使用していたことを知っていましたか。

○岡田正文証人 令和元年の夏頃、私らが就任した後、施術用ベッドとヘルニアの矯正台というのですかね、腹筋をするような台なのですけれども、それを置いているということを聞きましたので、どこかで使っているのだろうなということは知っていました。

○渡邊千芳委員長 では、令和元年の就任した頃にはもう設置されていたということでもいいですか。

○岡田正文証人 私はそう思っております。

○渡邊千芳委員長 では、だから、設置は聞いていたけれども、どのように使用していたかというのは知らないということでもいいですか。

○岡田正文証人 はい、見たこともございませんので。

○渡邊千芳委員長 では、ということは、7月に就任したときに、いわゆる施術用のベッドと健康器具があったということを、そのとき市長から聞かれて、これは設置に対する手続をされましたかというのは聞かれましたか。

○岡田正文証人 手続というのがどんな手続がちょっと必要なのか、そのときは分からなかったもので、秘書課の職員に、こんなの置いて大丈夫なのかなという問い合わせはさせていただきました。

○渡邊千芳委員長 藤原委員、よろしいですか。

○藤原美知子委員 では、今、秘書課に相談をされたということですからけれども、秘書課はどのように返事をしたのですか。

○岡田正文証人 ちょっとうろ覚えなのですがけれども、健康維持のために勧めたもの

ではないけれども、これぐらいなら許されるのではないですかというふうに答えた
記憶しております。

○藤原美知子委員 それは秘書課の課長ですか。

○渡邊千芳委員長 記憶がなかったら記憶がないでいいですが。

○岡田正文証人 多分課長だったと思います。

○藤原美知子委員 この施術用簡易ベッドそのものを市役所に持ち込む、その更衣
室に設置をする、こういった行為は誰でも可能なのか。例えば、一般職も含めて、市
役所に持ち込むことは可能というふうに考えておられますか。

○岡田正文証人 いえ、当然、場所がございませんので、そういうことは不可能だと
思っています、一般職員には。

○藤原美知子委員 健康上、仕方がないというふうに秘書課長がおっしゃったと、正
確ではないかもしれませんが、仕方がないのかなというふうに思ったので、黙
認をしたということによろしいですか。

○岡田正文証人 はい。

○藤原美知子委員 この設置に当たって、手続が必要とかそういった、例えば市役所
で新しいものを購入するとかいうときには備品を購入していいですかというふうな許
可も得て、手続をきちんとして管理をしていくというふうなものだというふうに思う
のですが、そのような手続に準ずるような行為はありましたか。

○岡田正文証人 いえ、そこまで気がつきませんでしたし、手続が私物に対して必要
かどうかちょっと確認しておりません。

○藤原美知子委員 基本的にそういったものを持ち込む場合、設置する場合、管理責
任者の許可が要るというような管理規程があったように思うのですけれども、この管
理責任者である総務部長ですとか、市長公室長に対して、この問題について相談はさ
れましたか。

○岡田正文証人 当時もしておりません。

○藤原美知子委員 なぜしなかったのでしょうか。

○岡田正文証人 一番最初の質問にありましたとおり、あそこは事実上の市長の控室と私は認識しておりましたので、そこに置かれる健康のためのものなら仕方ないのかなという認識でおりました。

○藤原美知子委員 この施術用簡易ベッドは、今もまだ設置されていますか。

○岡田正文証人 最近の確認しておりませんが、まだあると思っております。

○藤原美知子委員 これに対して、この間の一連の報道も受けて、何か進言はされましたか。もう仕方がないということで、これはもう黙認をしているということによるのでしょうか。

○岡田正文証人 ヘルニアで、確かに痛い状況ではある、私もヘルニアになったことがありますので、ヘルニアであれば伸ばすというのが非常にありがたいので、令和元年の夏に見せていただいたときにも、私は特段、どけるというような進言はしませんでしたので、今もそれぐらいは仕方ないかなと思っております。

○藤原美知子委員 この一連の報道の後を受けて、それでも置くということになりますと、きちんとしたそういう搬入、設置するルールとか、そういったものが必要ではないかというふうに思うのですが、それはどのようにお考えですか。もう市長が必要だと言えば、それでオーケーということなのか。

○岡田正文証人 市長がオーケーならオーケーというのは大いなる間違いなのですが、私が思う中では、許される範囲なのかなというふうに考えております。

○藤原美知子委員 では、その許される範囲ということであれば、それを証明するための診断書とかそういったものは確認されましたか。

○岡田正文証人 いえ、その施術用ベッドがほかに使いようがあるものならちょっと考えないといけないですけれども、わざわざ自分に不必要なものは持ち込まないだろうということで、診断書等は確認しておりませんが、何回か話を聞いている中で、ヘルニアだと、わざわざうそを言って施術用ベッドを置くという意味が分かりませんので、許される範囲かなというふうに考えております。

○藤原美知子委員 では、診断書も求めなかったということですが、それほど、施術

用ベッドを持ち込まなければならないほど健康状態が悪いということであれば、定期的に健診を受けるなり、治療を勧めたりとか、そういったことはしなかったのでしょうか。

○岡田正文証人 それは本人の健康状態なのでちょっと分かりませんが、リハビリというのですか、定期的に体を伸ばすとか、ヘルニアなので、体が固まってくるような状況になるのだと思うのです、私もなりましたので。それを伸ばすだけでも病院にかからなくてもいいような維持ができるというふうなケアだというふうに認識しております。

○藤原美知子委員 つまり、市長室のすぐそばに置いて、しょっちゅう利用しなければならないから、多分設置したという形に今、聞き取れるのですけれども、自宅に本来置くべきもの、自宅でそういった治療行為、運動行為はするべきで、公務をする場所に持ち込むことがありというふうに認識をお持ちなのでしょうか。

○岡田正文証人 いや、もともと私、扇風機と同じだという考えではありませんので、必要でなければ、当然持ち込むべきものではないと思っております。ストレッチ用具にしろ、施術用ベッドにしろ、持ち込むべきものではないと思っておりますけれども、1日1回、昼休みにでも伸ばしたいと、それでケアができるのなら、仕方のない範疇かなというふうに考えております。

○渡邊千芳委員長 では、健康器具についても、先ほどの施術用ベッドと同じように、就任したときに確認を取ったということによろしいですか。

○岡田正文証人 はい、確認というのはちょっと語弊があるかもしれませんが、見せていただいて、仕方がないかなというふうな認識は持ちました。

○渡邊千芳委員長 では、もう健康器具は施術用ベッドと同じように、手続についても何も言わなかったということですし、どのように使っていたかということも全く知らないということによろしいですか。

○岡田正文証人 はい。

○渡邊千芳委員長 では、藤原委員、いいですか。

○藤原美知子委員 では、健康器具について質問させていただきます。これも本来、市役所に公務に直接関係のない健康器具ですね、これの持込みは本来許可されるようなものなのか。一般職だったら許されるのか、この辺りについて、市長だから認めたのか。

○岡田正文証人 健康器具というのは何を指しているのかあれなのですけれども、指の運動をする道具が必要やというのであれば、必要で置いてもらってもいいかなと思うのですけれども、当然、健康器具を市役所に持ってくるというのは適切ではないと思っております。

○藤原美知子委員 この健康器具の持込みなのですけれども、事前にこれも相談はなかったのでしょうか。

○岡田正文証人 健康器具というのは、サイクリングですか。

○渡邊千芳委員長 エアロバイクみたいな。

○岡田正文証人 エアロバイクのことを言われているのかもしれませんが、それも私に相談はありませんでした。

○藤原美知子委員 今現在、健康器具と称するものとはどんなものが置かれておりますか。

○岡田正文証人 今はもう何も置いていないと私は思っております。

○藤原美知子委員 それは、市役所になくてもどこかで運動できるから、持ち帰られたということよろしいのですか。

○岡田正文証人 はい、そう思っております。

○藤原美知子委員 そうしたら、もう一度確認しますが、今、市長控室、更衣室にあるのは、施術用ベッドだけ、扇風機があるのかな、そういったもので、あと健康グッズ的な、運動に関わるような道具、マシンみたいなものは、今はもう一切ないということよろしいですか。

○岡田正文証人 私の認識では、施術用ベッドとヘルニアを伸ばすストレッチャーというのですかね、それが置かれているものだと思っております。

○藤原美知子委員 確認しますけれども、この持込みについて、こういったものを持ち込むよという、何と何と何を持ち込むよという手続的なことを秘書課と相談したりとかいうことは市長はされておられませんか。

○岡田正文証人 手続的なものはしていないと思います。

○藤原美知子委員 では、こうしたものが本来、市長控室に、更衣室に置かれるべきではないという注意はいつ頃されたのですか。

○岡田正文証人 令和元年の夏に、ベッドとヘルニアを伸ばすストレッチャーというのですか、それがあったのを紹介されて、それ以後は、この報道の2日前まで一切見ておりませんので、何があったか知らなかったのですけれども、それ以降で撤去はそのときに知ったのが初めてです。

○藤原美知子委員 そうしましたら、市長がこの市長控室という場所を専用的に使っておられるのですけれども、通路の入り口にカーテンをつけたのはいつ頃ですか。

○岡田正文証人 これはもうずっと前からあったと私は認識しており、いつからと言われると分かりませんが、市長の就任前からあったと思っています。

○藤原美知子委員 これは、市長専用で本来使うつもりでつけたという認識ではなく、初めからあったということでもいいのですか。

○岡田正文証人 カーテンが設置された目的は分かりませんが、以前からついていて、そのままの状態であるというふうな認識しております。

○藤原美知子委員 では、最後、もう一点ですけれども、男子トイレの入り口に、中の個室ではなくてトイレに入る入り口に鍵がついていますが、新たにつけられたのは誰がつけたのか。職員が頼まれてつけたのか、ここはいかがでしょうか。

○岡田正文証人 トイレに鍵があるなんて、私は知りませんでした。

○藤原美知子委員 知りませんか。

○岡田正文証人 知らないです、今まで知りませんでした。

○藤原美知子委員 では、次に、健康状態との関連なのですけれども、市長が昼休みを1時間半取ることが常態化しているということは御存じですか。

○岡田正文証人 いや、市長は昼食を取らないので、昼休みをどれだけ取っているかというのは認識しておりません。

○藤原美知子委員 先日の尋問の中で、市長はもう1時間半取るということが常態化していて、その間に非常階段をランニングされたりとか、運動をされていると。とても腰を痛めているような雰囲気を感じられないのですけれども、そういった運動をして、1時間半取るというようなことになっているので、職員たちに、決裁とか仰ぐときは1時半に来るようなとか、そういう指示があるようなことを聞いたのですが、副市長は御存じではないということですか。

○岡田正文証人 そう言われると、市長の予定は1時半からが多いですので、そう言われるとそうなのかなという認識でございます。

○藤原美知子委員 以前に、職員が、ランニングで帰ってこないのずっと待たされたということを耳にしたことがあります、そういう事実は御存じでしたか。

○岡田正文証人 決裁で待たされたというのは知りませんが、昼にランニングをしているという話は聞いたことがあります。

○藤原美知子委員 昼休みは自由に使っていていいのですが、この1時間半という時間の決め方なのですからけれども、一般職と一緒に、議員でしたら時間に定めがあるようでないような職業ですからけれども、市長の場合は特別職、副市長もそうだというふうに思いますが、通常、職員が勤務する時間帯は同じような時間帯で行動されているのだと私たちは思い込んでいたのですが、それは自由ということで考えてよろしいのでしょうか。特別職は自由ということでいいのですか。

○岡田正文証人 事実上は自由だと思いますが、捉え方ですね。本人から進んで1時間にするなり、45分にするなりというのは本人の意向というのですか、意思というのですか、だと思っております。私たちは、タイムカードがありませんので、いつからいつまでおらないといけないという縛りはないと思っておりますけれども、それは規範上、市長も職員と同じようにするほうが望ましいのではないかと思っております。

○藤原美知子委員 では、本来、職員は時間内で仕事を終えたくても、市長のおかげ

で例えば30分ずらされて、その分、職務が遅れていくというようなことがあっても、それはもう仕方がないということでしょうか。

○岡田正文証人 いや、待たすことは非常に悪いことなので、そんなことはいいとは思っていませんが、はなから1時半から決裁しますよと言っている分なら、それに合わせていただいたらいいのですけれども、それが半時間遅れるとか、そういうのはあまりいいことではないと思っております。

○渡邊千芳委員長 では、この私物を持ち込んだことについて、何かほかございますか。

○前田敏副委員長 2点だけ確認をいたします。

先ほど、冒頭、委員長から3月の総務委員会で休憩中に渡邊委員長含め、委員が確認しております。施術用ベッドと健康器具ということでございますけれども、この3人が訪問をされたということによって、議会への説明をしたという形で認識はお持ちでしょうか。

○岡田正文証人 議会へ報告したとは全く思っておりませんが、議会の方に知っていただいたということだとは思っております。

○前田敏副委員長 先ほども、現在も施術用ベッドと健康器具が設置されているということでございますけれども、それについては、サウナの撤去、あるいは畳ベッドの撤去ということで、処置すべき提言をしたということでございますけれども、その後、今残っている施術用ベッドについては、きちっと説明を受けて、先ほどの健康の問題も含めて確認をされたのかどうかについてお聞きしたいのと、来客者が利用可能と思っているということで、今、市長控室と称する女子トイレの部分ですが、利用できる場所であるというふうに副市長、お答えになりましたけれども、そういう認識で今も問題ないですか。

○岡田正文証人 あの場所としては、来客者の女子トイレとしても使うことは可能だと思っております。

○渡邊千芳委員長 では、この庁舎内に私物を持ち込むのもどうかと思うのですが、

そこで宿泊をしていたことについてお伺いさせていただきます。

証人は、市長が市役所に宿泊していたことを報道前から知っておられましたか。

○岡田正文証人 全く知りませんでした。

○渡邊千芳委員長 では、市長からの報告で、17日間宿泊していたということなのですが、それも知らないと思うのですが、それ以外にも宿泊したというようなことも知らないということでしょうか。

○岡田正文証人 いえ、それ以外というのはちょっと分からないのですけれども、17日は入退庁システムとか確認させていただいて、17日かどうか、ちょっと僕記憶ないのですけれども、市長が言っている分は、少なくともしていたのだろうなというふうに思っております。

○渡邊千芳委員長 証人、今のカードか何か、チェックで分かったということ、客観的に分かったということですか、それとも市長からの報告で分かったのか、どちらですか。

○岡田正文証人 どちらからも確かな情報は分かりませんので、市長もいついつ泊まったとつけているわけではないので、市長の話と出退勤システムを照らし合わせると、その日が泊まったと思われるのではないかというふうに思っているだけでございます。

○渡邊千芳委員長 では、宿泊したのは、公務が忙しいということで記者会見でも言われているのですが、その忙しいような公務はどんな内容かというのは御存じですか。

○岡田正文証人 内容は全然知りません。

○荒木眞澄委員 では、引き続いて、宿泊に関してちょっとお伺いさせていただきますけれども、まず、岡田副市長も市長が宿泊していたということは知らなかったということですが、それに対して、市長が市長公室長並びに秘書課長も含めて、職員に、もちろん副市長にも宿泊を知らせていなかった事実に対して正当な行為であったと思いますか。

○岡田正文証人 知っていたらやめろというか、宿泊という、家代わりにも使っていたのなら、当然やめていただかないといけないと。ただ、公務が遅くなって、次の

日、それ以前からも市長は5時頃、5時過ぎに出勤していましたので、そのあまりにも時間が短くて仮眠していたというのなら、それは公務というのですか、原稿を作ったりしているようでしたら、頻繁にあれば泊まっている、住んでいるというふうに捉えられるのでいけないことですが、立て込んでいるような事情があるのなら仕方ない状況かなというふうに思っております。

○荒木眞澄委員 事実、この令和2年9月から10月の間で17日間、この市役所に泊まられていたという事実が分かったわけなのですから、再度確認しますけれども、宿泊しなければならぬほど市長の公務は逼迫していたかどうかについては、いかがお考えですか。

○岡田正文証人 どのような公務で逼迫していたのかは私らはつかみかねます。ただ、市長の公務がほかから呼ばれて行く会合とかそういったものだけというのなら、当然、そうではなかったと思っております。

○荒木眞澄委員 質問を替えますけれども、これまで、災害時等に市長が市役所に泊まられたことはありましたか。

○岡田正文証人 泊まったことはないと思っております。

○荒木眞澄委員 では、今回のこの宿泊していたという事実に関してなのですが、マスコミ等での報道があって、実際の市長控室のところの映像とかそういったものが出たときに、電子レンジとかレトルト御飯、また扇風機とかドライヤーとか、そういった日常、宿泊する前提のようなものが実際に置かれていたという事実が分かったのですけれども、あらかじめ、宿泊するのを前提にしてそういうものを取り入れたのではないかというふうに思うのですけれども、それについてはいかがお考えですか。

○岡田正文証人 市長は、朝も昼も食べないというふうに聞いていたので、宿泊するためにドライヤーがあるとか、そうは私は思っていないのですけれども、ただ、昼に走ったりしているというので、夏場でしたら汗をかきますので、その分のちょっと水で流して整える程度に使っていたのかなというふうにも取れますので、宿泊するための道具というのはちょっと考えにくいかなと思っております。

○荒木眞澄委員 ただ、1点、市長のそういうふうな生活サイクルの中で、朝食も取られない、お昼御飯も取られないと。ただ、夕食だけ取られるというのはよく我々も聞いていたのです。これは市長からも聞いたことがあるのですけれども、そういった中で、レトルト御飯なんかも常備されているという、それは明らかにそこで夕食を取られるという大前提だと思えるのですね。そういった部分はあって、再度、先ほどちょっと副市長のほうに、そういうもともと市役所に住居代わりに住むという前提の下でそういうものをそろえてあるのではないかというふうには捉えられるのではないかと。いうところで、ちょっとお聞きしたのですけれども、その点について、再度いかがですか。

○岡田正文証人 結果的に泊まれば宿泊なので、宿泊という可能性は大にあると思いますが、それが常時泊まるためにレトルト御飯だけ置いていても、御飯だけで何やということはないので、当然、原稿を書いたり何かいろいろするのに、一々買いに行くのに顔がさしますので、自分で買って置いていたんやと思うのですけれども、それをここに住むために御飯買っているという認識では私はなかったです。

○荒木眞澄委員 では、ちょっと質問を替えますけれども、先ほどの種々、ベッドとかサウナとかいうところの答弁の中で、結果的に、副市長はその存在を知らなかったと。サウナにおいては報道される前の19日の月曜日に知られたというところであって、先ほどのお話の中で、副市長に就任されてから、要は市長との仕事、そういう接する面はたくさんあったと思うのですけれども、市長控室のところあまり立ち入っていませんという事実があるので、再度それを確認したいのですが、それでよろしいですか。

○岡田正文証人 夏に見せてもらった件と報道前に入ったと。その間に1回入ったか入らないかぐらいの状態でございます。

○荒木眞澄委員 そのように、市長控室等に入れられないという理由に関して、それは岡田副市長と市長との関係の中でそういうふうになってしまったという経緯はありますか、ありませんか。

○岡田正文証人 今回の市長の就任以前から、あそこは市長控室と私は思っていたので、入りたいとも思っていないので、近づいていないというだけの話です。

○荒木眞澄委員 では、最後に、市長の公務に秘書課の職員の随行をつけないときがあるようなのですけれども、その理由について何か御存じですか。

○岡田正文証人 つけない理由は聞いておりません。

○荒木眞澄委員 その事実は御存じですか。

○岡田正文証人 ついていないところはあるというのは、私も一緒に行ったときについていないときがありますので、何回もあると思います。

○荒木眞澄委員 副市長が随行しているからついてないようになるのですけれども、副市長も、どなたも随行しないというのが実際あるかどうかの事実については御存じですか。

○岡田正文証人 はい、聞いたことがあります。

○渡邊千芳委員長 ほか、ございますか。

○西垣智委員 1点だけなのですけれども、市長の書類作成等の庁内の執務は全て公務という認識を持っておられるのですか。

○岡田正文証人 どこまでが公務でどこまでが私的なことかというのは非常に分かりにくいと思うのですけれども、職務上タイムカードもないという職業なので、市役所の中でやられることは基本的には公務だと私は認識しております。

○西垣智委員 そうしますと、一応、市長はふだんから政務が公務につながるというふうなことをおっしゃっているのですけれども、政務を市役所内でやることも公務という認識を持たれているわけですか。

○岡田正文証人 私は政務を市役所内でやることを公務とは思っておりません。

○西垣智委員 そうしますと、公務で業務が逼迫しているというわけではないということですね。

○岡田正文証人 例えば、翌日の政策会議で話すような原稿をまとめるとか、そういうことが公務でないと言われると公務でないかもしれませんが、どこまでが公務なの

かというのは非常に分かりづらいことで、当然、選挙活動をするのは政務ですから、それはいけないことなのですけれども、それをしているという認識ではございませんので。ただ、明日しゃべらないといけないことをまとめてみたり、懸案事項を考えてみたりとするのは、私は公務として考えるべきではないかと思っております。

○藤原美知子委員 宿泊の件なのですけれども、これまでの尋問の中で、戸締まりもして全員が帰った後、夜に来て泊まっておられるというような事実を聞いたのですが、それは岡田証人は御存じなかったのですか。

○岡田正文証人 全然知りません。戸締まりというか、どれだけ市長が戸締まりしないといけないのか分からないのですけれども、そんな状態は知りませんでした。

○藤原美知子委員 秘書課の職員がもう全部仕事をして帰った後、どうも泊まっておられるという事実が後で分かったということだったのでお聞きしました。

もう一点、今、この問題が明らかになって、一定のものは撤去されたのですけれども、今現在、宿泊をしておられるような事実、今現在はどのようにされているのかお聞かせいただけますか。

○岡田正文証人 確認はしていませんが、宿泊というか、泊まってまで仕事はもうしていないと思っております。

○藤原美知子委員 公務の現状ですけれどもね、夏場の宿泊をしておられた頃と今の公務と、副市長の目から見て忙しさはどのように感じておられますか。あの当時は泊まらなければならなかったほど忙しそうだったのか、今と比べてどうでしょうか。

○岡田正文証人 市長の忙しさ、私には計り知れないところはあるのですけれども、当時は就任して1年がたった頃でしたので、1年がたって2年目に入った頃で、今とどれだけ違うのかと言われると私も証明できませんが、全て自分で把握しておきたいというような認識があって、広くいろんなことに手を出していたというような状況であって、今は私たちも言っているのですけれども、実務を私たちになるべく任せていこうというふうな動きがあるので、今よりは多かつたのだらうなという認識はあります。

○前田敏副委員長 宿泊の17日間の内容については後で確認して、客観的に、カードで入られたということを照合して知り得たということでお話をいただきました。

我々の記録の中で確認をしますと、9時、10時、11時近くということが入庁されております。そういう意味で、先ほどのレトルト御飯の話がありますけれども、入庁される時間までに食事は終わっていると思うのですが、あえて報道新聞で、写真で出されたレトルト御飯の必要性については非常に疑問だと思っておりますが、再度その状況についてどういうふうに思われたかというのを、思いの部分で申し訳ないのですが、お聞きしておきたいと思うのと、早朝出勤との関係で泊まったのだろうということでお話をいただきましたが、17日間の翌日の早朝の確認をいたしますと、公務あるいは会議等の中身をきちっと把握しているところでは、全てそういう早朝に会議があるとかいう設定は全くありませんけれども、先ほど答弁いただきました実態について、今の把握の中で、泊まった翌日の仕事の状態については分かる範囲でお答えできますでしょうか。

○岡田正文証人 朝の公務ですけれども、市長は朝型なだけであって、朝5時、6時に公務が入っているという認識は私は一切ございません。朝型で朝にいろんな原稿をまとめたいとか、そういう意向があって市長は朝から来てやっているだけであって、朝から何かがあるという認識ではありません。

それと御飯は、ただ、泊まるために御飯を食べているというのではなくて、10時まで残って帰るけれども、それを8時頃に御飯食べたいとか思っているときに食べているのだろうなというふうに推察しているだけでございます。

○前田敏副委員長 では、お聞きしますが、市長が退庁されることは常に把握されておりますか、されていませんか。

○岡田正文証人 退庁時間は把握しておりません。

○前田敏副委員長 そうすると、秘書課の職員が帰られた、あるいは副市長が帰られたその後に市長がどうされているか、あるいは市長が退庁されているかという確認は全くされないということよろしいでしょうか。

○岡田正文証人 18時半以降、市長だけが残っていた場合には退庁に記録が残りますが、それ以外では確認のしようがないし、私たちもわざわざ見に行ったりしませんので、確認はしておりません。

○前田敏副委員長 そうしますと、市長が公務で残られるときに、市長が勝手にやりなさいという意味ではないですが、きちっと施錠の問題だとか細々とした消灯の問題とか、秘書課含めて副市長の部屋などの全体の関係もありますけれども、それは最後に誰が確認をするというふうに思っておられますでしょうか。

○岡田正文証人 秘書課の職員が残っているところ以外は全部、消灯確認、戸締まり等をしてくれますので、私たちは自分の部屋、市長は市長の部屋と、秘書課の中の廊下の消灯はして帰る程度で終わるものだと思っております。

○渡邊千芳委員長 では、次に、タクシーチケットという公金を私的に不正利用したのではないかということについてお伺いをさせていただきます。

まず、証人は市長の自宅の移転状況は把握されていましたか。

○岡田正文証人 報道以降、ちょっといつになったか分かりませんが、しばらくしてから移転していたということは確認させていただいております。

○渡邊千芳委員長 この移転というのは、今の事務所の前のマンションから事務所に移転したという把握でいいですか。

○岡田正文証人 はい。事務所の対角にマンションを持っていたところから、そこを引き払って事務所に移転したと、家財道具を持って行ったというふうに聞いております。

○渡邊千芳委員長 それについては報道後に知ったということでもいいですか。

○岡田正文証人 はい。

○渡邊千芳委員長 では、市長は自宅が池田と東大阪にあるということを言われているのですが、2つあるということを知ったのはいつですか。

○岡田正文証人 報道以降のタクシーチケットが問題になった頃でございます。

○渡邊千芳委員長 では、そのときに知ったということですが、公用車の使い方とか

タクシーチケットの利用の仕方というのを市長に説明したことがありますか。

○岡田正文証人 私からしたことはありません。

○渡邊千芳委員長 このタクシーの運行ということは、どの程度まで使用が認められているのか。公務と通勤だけだと思うのですが、その辺りについては運用はどこまで認められていると考えておられますか。

○岡田正文証人 委員長おっしゃるとおり、公務と市役所往復の通勤というのですか、その分だけだと思っております。

○前田敏副委員長 先ほど2箇所の住居を確認したということで、通勤に使えるという判断をするということですが、その場合は東大阪、池田、両方とも住所という形で確認をされていますか。

○岡田正文証人 報道後はそういうふうには確認していますが、それ以前は当然、事務所のあるところからだと、事務所と事務所の対角にあったマンションからが通勤だと思っておりました。

○前田敏副委員長 報道後しか、そういうレベルでしか把握していかなかったということですが、そうしますと、報道前、我々はタクシーチケットを使用して何日間か、東大阪の住居とされるところに戻ったということを確認しておりますけれども、その場合のときは通勤だという理解でよろしいのでしょうか。

○岡田正文証人 一般職員からすると、当然自宅が2つあるというのは考えにくいので、普通ではあんまり考えにくいかなと思っておりますが、市長の場合、特殊な事情ということで、奥さんの実家の近くにマンションをもう1軒借りられて、そこに奥さんを住まわせておられるというところに週末だけ帰るというふうな理由を言われたので、これは法律的にいけないことなのかなというのは疑問を持ったときはあります。

○前田敏副委員長 そうしますと、疑問に思われた部分に対して何か行動されましたでしょうか。

○岡田正文証人 私たちの考えでは自宅は1か所というふうな常識を持っていましたので、常識的にというよりも、私の常識としては1か所だと思っておりましたので、そ

これは市長には不適切ではないのかというような進言はさせていただきました。

○前田敏副委員長 進言をされて、最終的に副市長の指示に伴ってタクシー料金を返却されたというふうに聞いておりますが、副市長の指示で間違いはないですか。

○岡田正文証人 私の指示というか、私は返したほうがいいのと違いますかというふうに進言をさせていただいたというところでございます。

○前田敏副委員長 進言は、それは市長にされたのでしょうか。その結果、タクシー代の返金処理はどなたがやられたというので把握されていますでしょうか。

○岡田正文証人 返したほうがいいのと違いますかと進言させていただいたのは私ですけれども、実際、私がお金を預かって秘書課の職員に入金作業はさせていただきました。

○前田敏副委員長 請求処理とか入金処理の手続については、通常はどんなふうにされるのでしょうか。

○岡田正文証人 細かい話になりますが、タクシー利用料イコール自動車借上料という科目になるのですけれども、それに歳入を受けるという実態が実際はありませんので、今回は特別な理由ということで雑入というような形で受けさせていただいているはずだと思っております。

○前田敏副委員長 その、はずだという確認は正しいというふうにお思いですか。

○岡田正文証人 返金の際については秘書課を通じ、会計管理室及び財政課とも話をさせていただいて、それが一番適切ではないかという話の結果、その形で入金させていただいたというので、最善策ではなかったかと思っております。

○前田敏副委員長 では、再度お聞きいたしますけれども、手続は通常はどういう形で戻入れをするのが普通なのでしょうか。

○岡田正文証人 ちょっと意図が僕、分かりにくいのですけれども、自動車借上料なので、実際は自動車借上料に戻し入れたらいいではないかという話になるかと思いますが、その自動車借上料に受け口がないので、受けるという事実、出てくる可能性がないです。自動車借上料は払うだけですので、一般的な雑入で、一般会計という中に

入りますので、受けるのは一緒という認識でこの形になっているものと私は思っております。

○前田敏副委員長 指示を受けて秘書課長が処理をしたというふうに聞き及んでおりますので、改めて再度確認しておりますが、副市長は、武田秘書課長に指示をされていないということでしょうか。

○岡田正文証人 秘書課に頼んで入金作業はしていただきました。

○前田敏副委員長 その際、細かいことで確認をいたしますが、タクシー代のチケットの料金が差額がございます。返還された金額と実際の金額が違っておりますけれども、その確認はされましたか。

○岡田正文証人 確認はしました。

○前田敏副委員長 その金額の差は全くないと確認したと理解してよろしいですか。

○岡田正文証人 これは入金させていただいた後で分かったことなのですけれども、タクシー会社というのですか、そのチケット発行会社と電話でやり取りした金額と実際に請求が来た金額が若干違うようでしたけれども、そこは手続がややこしくなりそうなので、そこは、それ以後はしておりません。

○前田敏副委員長 戻している金額が違うのに、それでよしと理解したのでしょうか。

○岡田正文証人 よしということではないのですけれども、追加でやらせていただくものも今後考えていきたいと思っておりますけれども、何百円かたしか出たようなので、その処理の仕方もちょっと考えさせていただきたいと思っております。

○前田敏副委員長 特別な処理をされたわけですからできないということはないと思っておりますけれども、16万3,080円と16万4,460円の、この間の差があります。それについて11月13日に手続をしたということですが、チケットの集金をされて以降、正確に返金処理、あるいは手続をすべきだと思っておりますけれども、あえて11月13日にタクシー会社に電話で問い合わせして、この誤差を生じたような形でやられた背景について御存じですか。

○岡田正文証人 詳しくは分かりませんが、私としては、当然私が知り得た上では適

切な執行ではないというふうに私は思いましたので、速やかに返すべきだというふうな進言をさせていただきました。

○前田敏副委員長 適切な指示だということでございますけれども、電話でやり取りをしないとではなくて、きちっと請求の中で処理すべきだと考えますけれども、適切でないという判断があるわけですから、その細かいことは今申し上げませんが、不適切なタクシーチケットの利用があったということによろしいですか。

○岡田正文証人 不適切かどうかはちょっと分からないのですけれども、私の感覚では2軒の自宅があることはおかしいのではないかと思ったので返すべきではないですかということを市長に進言しましたので、その後、市長は返すと自分で決めていますので、それは市長の決定だと思っております。

○前田敏副委員長 市長の判断として、自身の不適切な私的な理由と判断をされたことによって処理を指示したということで、改めて、再度確認してよろしいでしょうか。

○岡田正文証人 市長の心の中は分かりませんが、市長は当時は不適切という感覚ではなかったから使ったのだと思っております、私は。ですけれども、私からすれば、その2か所の自宅があるという考え方、1日のうちにどちらも行っているとか、そういう使い方ではないのですけれども、私としては考えにくいと、どちらも行っていいというふうには考えにくいので返すべきではないですかというふうに市長には進言させていただいて、それを市長はのんで返したのだと思っております。

○前田敏副委員長 では、併せて、サウナの電気代の返金がございます。30回という回数であります。我々は3日に1回、9月中旬から撤去までの間ということ報道で知り得ておりますけれども、30回と決定した内容については御存じですか。

○岡田正文証人 はい、その程度であるというの聞いております。

○前田敏副委員長 このサウナの電気代の返還についても、どういう形で処理をされたのでしょうか。

○岡田正文証人 私のほうが秘書課の職員と相談して関西電力等々に問い合わせ、算出方法も聞いた上で市長からお金を預かって、秘書課の職員に頼んで入金していただ

いたというような流れでございます。

○前田敏副委員長 30回の回数についてはどういう形で認定をされたのでしょうか。

○岡田正文証人 これも誰も何もつけておりませんが、市長の記憶をたどって出した日にちが30回であったというふうに聞いております。

○前田敏副委員長 9月中旬にサウナを持ち込んで10月22日に撤去されたという、ほぼ1か月で3日に1回ということをおっしゃってありますが、30回というと毎日ということになりますけれども、それは理解としてどんなふうに思われていますか。

○岡田正文証人 当時、この30回の流れは私はよく分かりませんが、これは、報道で言った内容かどうか分からないのですけれども、30日というのが先に自分で答えているのだと思うのですけれども、そのスタートが若干違っていたのだと思っております。議会のほうにも何か報告したように聞いていますが、8月過ぎぐらいから10月二十何日の間で30回というふうに認識しております。

○前田敏副委員長 議会ではそういう話は一度も聞いたことがありませんが、それは、今、副市長がおっしゃいましたけれども、8月というのはどういう形でというのは分かりますか。

○岡田正文証人 9月20日ではなくて、入れたのはもともと8月の初旬だったと誤解しておりましたという話を聞きましたので、そこから30日程度だったのだというふうに認識しております。

○前田敏副委員長 市長の記者会見で9月中旬と言われて、後ほど分かったら8月中旬に訂正をされたということで30回。どうしても計算上合いませんけれども、それをよしとして請求書を相談して返させたということですが、その手続について、特別な処置だということで、これも間違いはないですか。

○岡田正文証人 特別かどうかちょっと分かりませんが、適切というか、妥当な処置だったと私は思っております。

○前田敏副委員長 ですから、タクシーチケット代も特別の対応で処理をされたと。電気料金は妥当だということですが、処理の仕方については説明をいただいております。

せんが、では、電気代の請求手続については、本来の業務に基づいてやったということであれば、本来のやり方について具体的に御説明いただけますでしょうか。

○岡田正文証人 電気料金の本来の返し方というのがあるわけではないのですけれども、これが一番妥当性がある金額の算出方法ではないかという中で、その金額で返させていただいております。

○前田敏副委員長 金額の算定の中身を聞いているわけではなくて、手続上は通常、電気代でも何でも結構ですが、誤請求、あるいは過請求といいますか、返す処理をするときに、あるいは戻入れをするときにはどういう手続を踏んで当事者に請求をするとか、あるいは戻してもらおうかという、その手続についてお聞きをしているのですが、分かりませんか。

○岡田正文証人 返し方というのはどれが一番適当だったかどうかというのは、私も計り知れませんが、自動車借上料と同じで光熱水費を返すという事象が発生することが基本的には考えられていませんので、同じように雑入という形で入れるしか仕方なかったのかなというふうに考えております。

○前田敏副委員長 重ねて。では、ほかでそういう請求をしていて、返していただくときにはどういう形なのでしょう。

○渡邊千芳委員長 これは市民に対してでもいいですよ。市民に対して、例えば水道を使い過ぎた、また、そういうことで、今度は水道料金を返還してもらわないといけない、そういうふうなことと同じような形で、そういうような事例はありますかということですね。

○岡田正文証人 国保料金をはじめ水道料金、税もはじめ、全部、過誤納で間違っ取ったというようなときには相手さんの口座へ入れるというような形で返金はさせていただくのですけれども、例えば、給付する金額が間違っていたので返してくれというような場合というのはなかなか発生しにくい状況なので、一概にどんな方法でいつもやっているのかというのはちょっと今は答えにくいので、答えにくいというよりも私はちょっと存じておりません。

○渡邊千芳委員長 タクシーチケットについて何かありますか。

○藤原美知子委員 全体でもいいですか。

○渡邊千芳委員長 どうぞ。

○藤原美知子委員 1点だけ質問なのですけれども、この間ずっと質問させていただいて、サウナにしろベッドにしろ運動器具にしろ、この宿泊の問題にしろ、報道で知って皆さんが意見を言って、やっと返金に至ると。しかし、実際にあの報道を見ていたら、返金の際には自分は法的に間違っていないと思っているけれども、世間がうるさいので返すというようなニュアンスのことを言って返金をされたという記憶があるのですが、一連をずっと見ていると、どれもちょっと一般常識では考えられないようなことをしてこられているという点で、ほかにもそういった違った行為、間違っただよに見えるような行為というのはこの間ありましたでしょうか。

○岡田正文証人 本人にとっては、サウナにしろ運動器具にしても、常識の範疇、許される範囲だと思っていたのだと思います。だから置いたのだと思いますし、タクシーチケットについても、先ほどから述べていますとおり、月曜から金曜は事務所兼自宅に帰っている。金曜日の晩に東大阪市に帰っている。これは、自分では許される範囲だと思っていたのだと思います。ただ、その結果を公にすることによって世間からそんなおかしいのではないかと、私も含めておかしいのではないかと言われたことで、初めて、ああ、これはやっぱり許されないのだなということに気がついたのがそういう結果だと私は認識しております。

○藤原美知子委員 気がついたというふうにおっしゃいますけれども、返し方は間違っていないと。でも、皆さんが言うから返すのだということは、まだ理解はされていないのではないかとこのように思うのですね。ということは、今後もこういうことが起こり得るとこのように思うのですが、今後、市長に対して、一つ一つそういったことを確認していかないといけなくなってくるのではないかとこのように思うのですけれども、今、副市長としては、今後の市長に対する対応の仕方についてどのようにしていくべきと考えるのかお聞かせいただけますか。

○岡田正文証人 当然、先ほども言いましたように、当初は自分では悪いとは思っていないのだと思います。だからしたのだと思いますけれども、今後については、自分でそれが世間が思っているのと幾分かずれているようであれば、ずれているように感じられるところもありますので、私としては当然、秘書課を通して、そういうずれがあるような場合には私なり両副市长に言っていただいて、判断を仰いでいただくようお願いしておかないといけないなと思っております。

○渡邊千芳委員長 私のほうから1点だけ、ちょっと確認なのですが、歳入としては雑入しかないのかなとは思いますが、雑入でも適用としては秘書課のほうから光熱水費と、タクシーチケットが旅費なのかちょっと費目が分からないですが、そこから出ているわけですから、雑入の適用について、何のために雑入に入ったかというのは、光熱水費と、タクシーチケットが旅費なのかどうか分かりませんが、旅費のどういうことで雑入に入れたということを書いて、例えば会計処理とか財政とかに回したのか、その辺りはどうなっているのかを確認させていただきたいのですが。

○岡田正文証人 タクシーチケットについては、ちょっとどういうふうにしたか忘れちゃったけれども、自動車借上料の返金分にしましたか過誤納分にしましたか、何かそういう理由で返金させていただいております。

○渡邊千芳委員長 ほかないですか、いいですね。

(「なし」の声あり)

○渡邊千芳委員長 では、次に行きます。

次は、市長としてはあってはならないのですが、議会での虚偽答弁につながる富田市長の夏休みについてお伺いをさせていただきます。また、市長としてコロナ対策の責任者としての危機管理体制も含めてお伺いをさせていただきたいと思っております。

夏休み期間中の市長のスケジュールを、実家に帰っていた、淡路島に帰っていたというようなことで把握されていませんか。

○岡田正文証人 はい、そうしておりました。

○渡邊千芳委員長 その内容が、淡路島から九州の離島へ行ったというようなことに

ついて知ったのはいつですか。

○岡田正文証人 いつかという日にちはちょっと覚えていないのですけれども、報道があった後だと思っております。

○渡邊千芳委員長 分かりました。それでは、西垣委員よりお願いします。

○西垣智委員 当初は市長の夏季休暇は淡路島ということを確認していたということですが、これは夏季休暇を取る前にもう知っていたわけですか。

○岡田正文証人 淡路島は休む前に知っておりました。

○西垣智委員 それは本人に確認しましたか。

○岡田正文証人 はい、しました。

○西垣智委員 そうしましたら、8月7日から16日までの夏季休暇の間、全て淡路島に滞在しているというふうな認識を持たれたということによろしいですか。

○岡田正文証人 はい、私たちはそう思っておりました。

○西垣智委員 10月の決算委員会の市長答弁では種子島に行くという答弁をしておられて、どのようなことがあっても2時間から3時間で帰省するという答弁もしておられたのですが、岡田副市長は九州地方の離島から3時間以内で大阪池田に帰省できるというふうに、その時点では思っておられたのですか。

○岡田正文証人 その時点ではというのはちょっと分かりにくいのですけれども、離島から2時間以内でいつでも帰れる、そんなことは誰もというか、私は思っておりません。

○西垣智委員 帰ってこられないと思っていることを市長に伝えましたか。伝えたというか確認しましたか。

○岡田正文証人 いえ、改めて伝えてはおりませんが、時間帯によっては鹿児島空港の近くなら、それは飛行機に乗って帰れるという可能性はあるのはあると思っておりますが、いつでもどんな時間でも帰れるかという帰れないと、常識外だと思っております。

○西垣智委員 結果、通常は市長という立場で夏季休暇を取られるということは別に

構わないと思うのですけれども、昨年の夏というのはコロナの対策本部長という肩書もあったので、結果的にはこの期間中にクラスターが発生して亡くなられた方もおられるわけですが、こういった中で、危機管理体制の観点から、市長の不明確なスケジュールの報告について問題がなかったと思っているのかお聞きします。

○岡田正文証人 今となっては強引にでも帰っていただいたらよかったかなというふうな認識はありますが、その当時、日曜日でしたかね、クラスターというのではないのですけれども、感染者がちょっと出たということで。ただ、民間施設であったのでどうしようということ、今は携帯電話がありますので、どこにおられても相談させていただいて、市長からこういうふうに指示してやってくれと、マスクやそういう対応はやってほしいというお話を伺って、今すぐ会議を開くような状態ではないということをお伝えしたのは覚えております。

○西垣智委員 その際、実際、休暇期間中にクラスターとか発生したわけですがけれども、これまで皆さんがLINEというか、いろんなやり取りをしているというふうな答えがあったのですけれども、実際に副市長は、電話で連絡は取られましたか。

○岡田正文証人 電話が先かLINEが先か、ちょっと忘れましたが、たしかLINEがあった後だと思います。それは特別職も含めた緊急のLINEのほうですけれども、いただいた後だったと思うのですけれども、市長から電話がありまして、どうさせていただこうということで相談を受けたという経緯はあります。

○西垣智委員 相談を受けたということですが、実際に、もうその中で帰ってこなくていいというふうな判断というか、指示をされたわけですか。

○岡田正文証人 私が指示するものではないのですけれども、これは市長が戻ろうと思ったら戻ってもらって結構だったのですけれども、岡田さんはどう思いますかというふうに聞かれたので、今の状況からすると、今すぐ戻っていただく必要はないかと思えますという進言はさせていただきました。

○西垣智委員 午前中の元平副市長も発言をされていたのですけれども、結果的には市長の判断になるというふうなことなのではと思いますが、市長は自ら戻りますというふ

うな発言はなかったわけですか。

○岡田正文証人 いえ、私らにも戻る必要がありますかというのは聞かれました。ですけれども、今、市長が戻られて何をするという事はないです、指示があるなら言ってくださいと、電話で言ってくださいと言いましたので、そこで、こういうこと、ああいうこと、物資、マスク等の助成というのですか、あれはしてくださいというような指揮は受けましたので、それ以外に私が戻る必要はありますかというふうな問いかけがありましたので、私としては今すぐ戻ってきていただいて、市長がここにいないといけないという理由はありませんので必要ないですという進言はさせていただきました。

○西垣智委員 市長から以前、夏季休暇のときにJAXAのほうに勉強に行きたいというふうなことをお聞きしたことがあるのですけれども、そのようなことはお聞きしたことはありますか。

○岡田正文証人 JAXAの宇宙センターがどうのこうのではなくて、宇宙飛行士の訓練とか、そういうのが研修に役に立つという話を聞いたことは1回だけありました。

○西垣智委員 それは種子島のJAXAということですか。

○岡田正文証人 いや、種子島というよりも宇宙訓練が職員の研修にも役立つ、宇宙訓練の仕方というのではなくて、訓練の考え方が職員の研修にも役立つのだよという話を聞いただけであって、それが種子島とか、そんな場所は別に問題ございません。

○西垣智委員 JAXAといたら種子島だけでなく東京のほうにもあるというふうに認識しているのですけれども、教育に役立つとかそういうふうに、ちょっと僕と副市長の認識違いかと思うのですけれども、それは東京のほうのJAXAではないかなというのですけれども、そこら辺の認識はどのように持たれていますか。

○岡田正文証人 教育だったかちょっと職員研修だったか、そこはちょっとうろ覚えなのですけれども、ただ、教育か職員研修に役立つ宇宙の訓練の方法が職員研修にもつながるという話を市長が言われていたことは私も記憶にあります。

○荒木眞澄委員 すみません、ちょっと1点確認なのですけれどもね。ちょうど夏休

み期間、8月7日から8月16日の間なのですけれども、市長と岡田副市長自身、SNSでの経過なのですけれども、何回ぐらいそういうふうなやり取りをされましたか、連絡を取られ合いましたか。

○岡田正文証人 この1週間のうちだと思うのですけれども、私の記憶では六、七回は取っていると。SNSも入れると10回ぐらいは取っていると思います。

○荒木眞澄委員 10回ぐらいそういうふうな連絡はやられているという中で、当時そうすると、その間はまだ岡田副市長の頭の中には、市長が今帰省されているのは淡路島であるという認識があったということなのですけれども、今のそういうような10回ほどのやり取りの中で、市長が今どこにいるという発言は一切なかったということですか。

○岡田正文証人 私も疑問も持っていませんでしたので、場所は一回も確認した覚えもありません。

○荒木眞澄委員 実際、市長が休暇を取られている間、8月13日に1人亡くなられた。そして、その翌日の14日にも1人亡くなられております。そういう状況変化が起こっている中で、やっぱりそのやり取りの中での情報交換も内容も変わってくると思うのですけれども、それについての変化についてはどうですか。

○岡田正文証人 これは市長の決断で、当然それで帰られるのは帰っていただいたら結構なのですけれども、私たちが何のためにおるかということなのですけれども、当然、市長が来て陣頭指揮を執ると、災害対策本部を立ち上げてざっとやらないといけないというような内容であれば、当然、私たちも戻っていただくという進言をしていたところなのですけれども、ただ、状況をいろいろ詳しく聞いていきますと、民間施設であって報道もできないと、市として動くことができないと。ただ、市長からのアドバイスというのですか、こうしてくださいという指導はずっと入っていたので、それに従ってやったのですけれども、市長のほうからも戻る必要があればいつでも戻りますという話は聞いていましたので、そのときにはまた戻ってほしいという進言はさせていただくとは常々思いながら電話連絡はしていました。

○荒木眞澄委員 先ほどの副市長の答弁の中で、今ではなののですけれどもね、その当

時、こういう状況変化に対して強引に帰ってもらったほうがよかったというふうに思っていると、そういう発言がありましたのでね。そういう中で、8月7日から夏休みを取られていて、それが刻々と変化して、終盤の13日、14日の日にそういう亡くなられている方が、死亡者が出たという中で、もうさらに市長のほうからそういうふうな、言わば、池田市始まって以来のクラスター発生に関して、戻られる発言はあったのですか、なかったのですか。

それと、そういうふうな死亡者が出たという情報もされたと思うのですが、それも併せてお答えいただけますか。

○岡田正文証人 たしか、金曜日あたりだったと思うのですけれども、当然、死亡者が出たというお話もさせていただいて、これは、職員のせいにするわけではないですけれども、職員との調整等もありますので、週明け早々には対策本部を開こうという話で決定させていただいたというような事実はあります。

○渡邊千芳委員長 ほか、ございますか。

○藤原美知子委員 今の問題ですけれどもね。今ちょっと聞きましたら、民間施設だったので対策本部を立ち上げるに至らないようなお話があったかのように思ったのですが、本来、先ほどの流れのように刻々とクラスターが発生して死者が出てくるといいう、池田市にとっては初めての出来事であったわけで、一刻も早く対策本部を立ち上げる必要があったのではないか。対策本部は本部長がいないので立ち上げることができないために連絡会議をやっておられますよね。その連絡会議の議事録を読ませていただきますと、相当緊迫した状況が各部長からの発言で感じられたのですね。これはもう指揮者がいない中で決断できるのかなというふうな状況を感じたのですが、そういう場合、やっぱりきちんと帰っていただいて、一刻も早く対策本部を立ち上げないのか、民間だからしないのか、公的な施設だったらしていたのか、この辺りは、先ほどちょっとそんな雰囲気聞こえたので確認をさせていただきたいと。

○岡田正文証人 対策本部は本部長がいなくても開催はできます。民間だからしてないというわけではございませんで、適切な指示というのは当然市長からもいただい

てさせていただいたところでありますので、先ほども言いましたように、今となつては戻っていただいたほうがよかったかなと、こういうふうには思っているのですが、その当時は、市長も1年に1回の帰省をされていることなので、こちらでできることはやっておくという意味で、対策本部という名前ではなくて調整会議という名前でやらせていただきました。それはまだ本部会議を設置する必要はないというみんなの見解もありましたので、そういう形でやらせていただいたということで、市長がいないから調整会議にしたのだと、民間だからそういうことをしたのだということではございません。

○藤原美知子委員 もう一点、スケジュール管理についてなのですが、もう何かLINEで連絡がつくからそれでいいというふうな感じで、淡路島だけの確認をしておられましたけれども、基本的には、例えば電源が切れたり私なんかよくするので、連絡が急につかなくなったりとか間に合わないというような事態が生じるわけですから、宿泊される場所の、例えば、おうちでしたら実家の連絡先を伝えておく必要があるのではないかと。市長は1人しかいませんし、市長でないと指示を仰げない場合もありますし、市長が行き先で何かあったときにも困りますので、もっとスケジュール管理はきちんと握っておく必要があるのではないかとこのように思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○岡田正文証人 御指摘のとおりだと思いますが、その当時は1週間休むということで淡路島の実家に行っていると、行くのでよろしく頼むと、いつでも電話連絡は取れるのでという話を私たちは普通に受けましたので、そうかなというふうに認識させていただきました。

○渡邊千芳委員長 ほか、ないですか。

(「なし」の声あり)

○渡邊千芳委員長 証人は副市長として市長が淡路島、墓参に行かれたと。できるだけそこでゆっくりしていただいたほうがいいから、帰ってこなくても何とか副市長としてやっていくというような決意でそういうような連絡体制を取られたのだと思うの

ですが、結局うそをつかれたということになるのですけれども、なぜこのようなうそをつかれたのかということについては証人はどう考えておられますか。どういうふう
に思われていますか。

○岡田正文証人 うそだと分かったのは当然後日なのですけれども、私が察するところによりますと、私の思いはですよ、どう思っ
てやったのかと言われると、去年、令和2年の出来事でしたけれども、令和元年も夏に1週間程度取って
いましたので、夏に1回だけ取るのを許してほしいというのは前から、令和元年の休みを取る前から聞
いていたことなのです。夏に1回だけ1週間欲しいと、それ以外はもう私は休みませんということ
は私らに話しておりました。それがたまたまその日に当たってしまったのですけれども、もうコ
ロナは3月から出ておりますので、そんな中で1週間取るということは当然、本人の後ろめたさ
もあったのだと思います。その中で、私らには冒頭に行く淡路島の件だけを言って、淡路島
に行くという話をしただけであって、あと、うそついたとか、あとは言っていないという認
識でおるのだと思います。

○渡邊千芳委員長 今の証言でいきますと、淡路島に行くということをおけば、それ
からどこへ行くかというのは言わなくていいと市長は考えていたということなのかという
のはちょっと確認させていただきたいのですが。

○岡田正文証人 言わなければいけないと思っていたと思っています。ただ、それは
市長のスケジュール、秘書課が見られるスケジュールの中には入れてあったということで、
秘書課の数名は知っていたというふうな話を後では聞きました。その認識はあります。

○渡邊千芳委員長 今の話でいくと、副市長としてはやっぱりうそをつかれたけれど
も、秘書課の誰かには本当の7日間のスケジュールを言っていた、伝えていたという
ことでよろしいですか。

○岡田正文証人 今となってはうそをつかれて信じられない思いですけれども、当時
は当然うそだと思っ
ていませんので。後で聞くと秘書課には言っていたという話です
ので、普通はもっと先に僕らにも言ってほしいなという思いは当然ながらあります。

○渡邊千芳委員長 秘書課の職員は確認していたということでよろしいですね。九州へ行っていたそのスケジュールは秘書課の職員にそれは確認をしておいたということでもいいですね。

○岡田正文証人 行く前に私が確認したという認識ではなくて、私も確認しないといけなかったのだと思うのですけれども、私は淡路島ということで、1週間淡路島かなという認識を持っていたので、それ以上は追求していないのですけれども、秘書課のグーグルスケジュールでその当時は管理しておったのですけれども、そこにはプライベートでありながら入れていたと、当然、数名は知り得たと。全員が知っているかどうかは分かりませんので、それはできませんけれども、知り得たと私は思っていますけれども、それを秘書課の職員が何で俺に言わなかったというような問題は別に思っておりません。

○渡邊千芳委員長 市長のスケジュール管理というのは秘書課にとっては大切なことだと思うのですよ。そこで何が起こったか、起こったときにすぐ対応しないといけないから。そのこともあって秘書課の職員のだなたかに行き先を伝えていたということだと思うのですが、本来であれば、先ほど令和元年も1週間取ったというようなお話ですが、令和元年も1週間夏休みを取って、そのときのスケジュールはどういうようなスケジュールでしたか。それをちゃんと伝えられましたか。また、どういうようなスケジュールだというのは覚えておられますか。

○岡田正文証人 内容は覚えていないのですけれども、1週間休みを取ってきますということを言われた覚えはあります。

○渡邊千芳委員長 そのときにスケジュール管理というのは秘書課としてどこまでするのが妥当なのか。秘書体制としてどこまでを管理するのが、例えばこの日はどこのホテルに泊まって、ここにはどこのホテルに泊まって、何かあればそこに連絡してもらえばいいというようなスケジュール管理ですね。そのスケジュール管理はどのような形であるのが秘書体制として一番適切なのかと考えておられるか。

○岡田正文証人 適切と言われると、当然、先ほど指摘を受けたように、最低でも、

昼間の行動は分かりませんので、携帯電話があるにしろ、宿泊先の電話番号程度は伝えておくべきだというのが適切だと思います。

○渡邊千芳委員長 ほか、何かありますか。

○前田敏副委員長 先ほど秘書課のほうでは知り得たと言われましたけれども、それは、後の話ですけれども、いつ頃お聞きになったのでしょうか。

○岡田正文証人 これも話題になった後ですけれども、これは市長のほうからグーグルスケジュールに入れていましたと。それを秘書が見ていたかどうかは分かりませんが、入れていましたという話は聞きました。

○前田敏副委員長 ですから、秘書課に知っていた方がいたということ为先ほど御説明いただいたと思うのですが、そういうことがあったという事実はいつ副市長は御存じになられたのですか。

○岡田正文証人 これも報道があって、実際は私はここへ行っていましたと話がどこで出たかはちょっと忘れましたが、出たときに、これは私はグーグルスケジュールに入れていて秘書課の職員も数名は見られることに、アカウントによって管理されていて見られる人と見られない人がいるようですので、見られる人がいたという話は聞いております。

○渡邊千芳委員長 では、次に、パワハラの疑惑についてお伺いをさせていただきます。

パワハラというのは、パワハラを受けるほうが、これはパワハラなのか、それとも叱責なのかという、なかなか分かりにくい部分がありますので、いわゆる厚労省が確認しているパワハラについて説明をちょっとさせていただきたいと思います。

これは厚労省が設置した職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループが、平成24年1月に行った報告において、パワーハラスメントを、「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」と定義しています。

次に、ある行為がパワハラに当たるかどうかの判断基準については、1、同じ職場で働く者に対して行われたか。2、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に行われたのか。3、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える、または職場環境を悪化させるものかとなります。これらの要件のうち、ある行為が対象となる人に精神的・身体的苦痛を与えるものかどうかを判断するに当たっては、誰を基準にすればよいのかについては、裁判例では「平均的な心理的耐性を持った人」を基準として判断すべきとしています。

次に、パワハラに当たる行為には、同じく厚労省のワーキンググループの報告では、1、暴行、傷害行為などの身体的な攻撃。2、脅迫や名誉毀損、侮辱、ひどい暴言などの精神的な攻撃。3、隔離、仲間外れにしたり無視したりするなど人間関係からの切離し。4、不要、不可能な仕事の強制、仕事の妨害などの過大な要求。5、不必要に程度の低い仕事の押しつけ、仕事を与えないなどの過小な要求。6番目が私的な領域への過度の立入りの個の侵害の大きく6つ上げています。

以上のことを踏まえて、主尋問をさせていただきます。

まず、岡田証人は市長から暴言を言われたことはありますか。

○岡田正文証人 暴言と言われると、取り方なのですけれども、大きな声で言われたことはあります。

○渡邊千芳委員長 それはいつ、どのような内容でしたか。

○岡田正文証人 内容的には詳しくは覚えていませんが、ただ、市長がやってほしいということは私ができませんと言ったときに、あなたはどちらの方向を向いて仕事をしているのですかというような内容で叱責をされたことは、叱責というのですか、大きな声を上げられたことはあります。

○渡邊千芳委員長 では、市長より辞職をしろと命じられたことはありますか。

○岡田正文証人 ありません。

○渡邊千芳委員長 では、大声ではなくて、市長から屈辱的な言葉や罵倒されたことはありますか。

○岡田正文証人 罵倒と取れるかどうかは分かりませんが、だから、どちらの立場であなたは言っているのですかとか。簡単に言えば、それが人格否定になると言われればそういう言い方があったかもしれないと。ただ、私はそこまでは思っておりませんが、大きな声で言われたという程度の認識はあります。

○渡邊千芳委員長 では、どちらのほうを向いているというのは、いわゆる市民を向いているとか、何に向いているとか向いていないとか、それはどういう理解をされましたか。

○岡田正文証人 市長の言い方からすれば、あなたは市民の目線で考えているのですかということをして役所の職員としての意見ではなくて市民の目線から言ってくださいというようなことで大きな声で言われたことはあります。

○渡邊千芳委員長 では、それは市民の目線だと岡田証人は思われましたか。

○岡田正文証人 私は自分が市民の目線で言っていると思っていますので、ずれていないと思っていたのですけれども、市長にとってはずれているというふうな認識で大きな声で言われたのだと思っています。

○渡邊千芳委員長 では、これは先ほどの元平証人なのかも知れないのですが、3階フロアに響き渡るような大声で市長が叱責しているという証言があるのですが、岡田証人もそういうようなことがあったか、その辺の事実関係だけお伺いさせていただきます。

○岡田正文証人 私は部屋の聞こえないのですけれども、もう1人の副市長からそういうことを言われたことがあるという話は聞いたことがあります。

○渡邊千芳委員長 では、先ほどの元平証人はそういうようなことを受けたことがあるということによろしいですか。

○岡田正文証人 はい。もう1人の副市長が大きな声で叱責を受けたという話を聞いたことはありますと。

○渡邊千芳委員長 はい、分かりました。それでは、荒木委員よりお願いします。

○荒木眞澄委員 では、引き続き質問させていただきます。

先ほど副市長の答弁から、市長から大声を上げられたことがあったということですが、副市長に就任されてから何回ほどありますか。記憶にある限りで結構です。

○岡田正文証人 私としては三、四回あったのではないかと考えております。

○荒木眞澄委員 では、随時ちょっと質問させていただきますけれども、市長から現在の市長公室長に対して、暴言を言っていた場面に遭遇したことはありますか。

○岡田正文証人 私はありません。

○荒木眞澄委員 では、市長から前市長公室長に対して暴言を言っていた場面に遭遇したことはありますか。

○岡田正文証人 直接は聞いていませんが、あったということは聞いたことはあります。

○荒木眞澄委員 では、続きまして、市長から秘書課の職員に対して暴言を言っていた場面に遭遇したことはありますか。

○岡田正文証人 遭遇はしていませんが、それも間接的に聞いたことはあります。

○荒木眞澄委員 では、間接的に聞かれたその内容について、どのような状況かお話しできますか。

○岡田正文証人 内容はもう、ちょっと以前のことなので覚えていないのですが、ただ、意見の食い違いというのですか、こうしたほうがいいのではないですかといったことに対して、なぜこれができないのですかというふうな意見の食い違いから出たというふうな認識でした。

○荒木眞澄委員 その大声と申しますか、暴言を言っていた、実際の大声の言葉の内容なんかは分かりますか。

○岡田正文証人 直接何と言われたかというのはもう、その当時は多分聞いたと思うのですが、ちょっと以前のこと、言われ方というのはもう忘れてしまいましたけれども、そのときの印象としては、当然、一般職員ですので、傷つきは大きかったのだと考えております。

○荒木眞澄委員 副市長は、そのように間接的に聞かれたわけですが、そのと

き副市長は何か対応されましたか。

○岡田正文証人 一回一回は対応はしていませんが、一回一回というか、聞いたときには、私と市長の朝の会合のときにそんなことは、どういう理由だったのですかという現状と、市長の立場がそういうことを言うべきではないというふうな進言はさせていただきます。

○荒木眞澄委員 そのときに市長はどのような対応を取られましたか、反応されましたか。

○岡田正文証人 もちろん、そのときは分かりましたと言ってくれます。

○荒木眞澄委員 続いて、市長から元秘書課の職員に対して暴言を言われたこと、遭遇したことはありますか。元秘書課です。

○岡田正文証人 私は直接聞いたことはないのです。間接的に1回ぐらい聞いたかと思えます。

○荒木眞澄委員 その内容は覚えておられますか。

○岡田正文証人 もう内容は覚えていません。

○荒木眞澄委員 では、市長からその他の職員に対して暴言を浴びせている、そういう場面に遭遇したことはありますか。

○岡田正文証人 暴言ではないのですけれども、たまたまそのとき私も入っていたので、今、先ほど言った一般職員とちょっとごっちゃになってしまいますけれども、部長、課長程度には少し大きな声で言っている場面には私は遭遇したことがあります。それを一般職員に言っているかという、一般職員に直接言うことは私はなかったと思っております。

○荒木眞澄委員 では、その部長、課長、管理職に対して言われている内容について覚えておられることがありますか。

○岡田正文証人 内容的には、もう覚えている内容はございません。

○荒木眞澄委員 では、市長がいけだサンシー株式会社の元社長の中堂氏に暴言を発している場面に遭遇したことがありますか。

○岡田正文証人 私はその場面にはいていなかったと思います。いていなかったというよりも知り得ません。

○荒木眞澄委員 では、同じく、市長が今度は池田市の再開発ビル株式会社の元社長である早川氏に暴言を発していませんか。遭遇したことはありませんか。

○岡田正文証人 全く知りません。

○荒木眞澄委員 先ほどちょっと元平副市長のお話があったのですけれども、証言から、元平副市長が職員に対してパワハラ的な行為をしているという証言があったのですけれども、御存じでしょうか。

○岡田正文証人 はい、それも間接的には聞いております。

○荒木眞澄委員 その内容は御存じですか。

○岡田正文証人 内容まではちょっと思い出せないです。

○荒木眞澄委員 では、岡田副市長が職員の方、市長から、管理職を含めてなのですけれども、パワハラを受けられた方から相談されたことはありますか。

○岡田正文証人 パワハラを受けられた方というくくりでは聞いたことはございません。

○荒木眞澄委員 すみません。再度確認ですが、相談を受けたことはないということですね。

○岡田正文証人 はい、パワハラ相談を受けたことはございません。

○荒木眞澄委員 では、最後なのですけれども、先ほど元平副市長が職員に対してパワハラ的な行為を取られたという話があったのですけれども、大きな声を出されたとかしたことがあるという証言があるのですけれども、それが、元平副市長がそのように大声を出される背景には市長から何か言われているパワハラ的な影響があるのかどうか、それについてはどのようにお考えですか。

○岡田正文証人 先ほど言いましたとおり、内容は聞いておりませんが、元平副市長本人から、市長からパワハラ的というか大きな声を受けたという話を聞いた中で、別に市長から言われたからではなくて、指導していることができないので大きな声を出

しているという職員への大きな声という場面は、場面というか内容はちらっと聞いたことがあるように思っております。

○荒木眞澄委員 それは特に市長からの影響ではなしに、元平副市長自身の問題というふうには認識されていますか。

○岡田正文証人 市長からのその大きな声と副市長の職員への指導と、これは全然関係ないものと思っております。

○渡邊千芳委員長 ほかにありますか。

○藤原美知子委員 パワハラのことなのですけれども、市長が昼休みに運動して、いっぱい汗をかいたタオルをほとんど毎日のように秘書課の職員に洗濯をさせていたという話を私も直接聞いたことがあるのですが、そのような相談は受けておられますか。

○岡田正文証人 秘書課の職員からそういうような相談を受けたことはございませんが、市長本人から流れは聞いたことはございます。

○藤原美知子委員 では、市長から洗濯をさせているという事実を聞かれたときに、それが適切かどうか、どのように判断されましたか。

○岡田正文証人 市長から洗濯をさせていると聞いたわけではございません。もともと市長の使っている男子トイレには手拭き用のタオルがかかっております。そのタオルは秘書課の職員が好意で日に一遍とか何回かちょっと分かりませんが、洗ってくれていると。その中で、市長は走ったりなんかした後、そのタオルを使って拭いたりして自分で洗っていたと。自分で洗っていたのを見て秘書課の職員が、いやいや、そんなこと私がやりますよと、私たちがやりますのでというふうには最初声をかけられたので、それならお願いしますと。それが2本ぐらい使っていたときも、2本というか、自分のやつも入れて2本ぐらいかかっていたときもあったという話は聞きました。

○藤原美知子委員 内容は私が聞いているのとはちょっと違うのですけれども、それが連日のようにあったということはお聞きになっておられますか。

○岡田正文証人 だから、そのタオルが2本か3本かちょっと私も分かりませんが、よれよれになってトイレの手拭きのところにかかっていたのを洗っておいてなど、こ

う言われたわけでは私はないと、その市長の言葉しか分かりませんので、洗っておいてなど言われたわけではなくて洗いますと言われたのが自然と増えてきて、ここまで私らやるのと秘書課が認識していたかもしれないと今は思います。

○藤原美知子委員 では、岡田副市長はそういうふうにしておられたということですね。秘書課の職員はもう毎日のように、無理やりのように、当然のように女子職員に洗濯をさせるということで悩んでいたというふうには聞いていたのですが、そういう相談はなかったということでしょうか。

○岡田正文証人 そこまで、タオル以外にも洗ってくれと言っているというようなことは、私は知りませんでした。

○藤原美知子委員 タオル以外ではないです。

○岡田正文証人 タオルを毎日のように洗わさせられていたという申出があったというのは私は知りませんでした。

○藤原美知子委員 相談はなかったということで、よろしいですね。手拭きのタオル、トイレの手拭きのタオルという認識なのですね。

○岡田正文証人 トイレの手拭きのタオルプラス自分が汗拭きのときに持ってきた、多分2本ぐらいプラスがあったので、合計3本ぐらいはあったかもしれないのですけれども、何本かちょっと分からないのですけれども、その余計な分まで洗っていただいていたのは確かだと思っております。

○藤原美知子委員 もう一度確認しますが、それは秘書課の職員が好意で、自分から洗ってあげようというふうに認識をされているということですね。

○岡田正文証人 当初は1本やったからそう言われたかもしれないし、分からないのですけれども、私はその当初の流れを市長本人から聞いたときはそのように言っていました。

○前田敏副委員長 1点だけ確認をいたします。

市長室に市長付の職員を配置をしたというのは、相談を受けておられますか。

○岡田正文証人 はい、聞いております。

○前田敏副委員長 その際には、大変いろんな備品を市長室に入れたということも確認しておりますが、それについても御存じですか。

○岡田正文証人 2名分の机を入れたものだと思っております。

○前田敏副委員長 では、職員用に2名分の机だけを入れたということですが、現状は今どうなっているのでしょうか。

○岡田正文証人 机と、ひょっとしたらパソコンもそこに備付けであるのかもしれませんが、パソコンと入っていて、今も時と場合によってはそこに入られて、会議の内容を、指示の内容をメモされていると思っております。

○前田敏副委員長 今、その方は秘書課にいらっしゃいますか。

○岡田正文証人 その方はといいますか、当初の想定は課長と主幹だと思います。主幹は今、兼務でいないときもあります。

○前田敏副委員長 兼務ですが、その方はどういう仕事との兼務なのでしょうか。

○岡田正文証人 現在は、兼務といいますのは、秘書課と病院の総務課の兼務をしております。

○前田敏副委員長 病院事業と市役所という意味でいいますと、職員のそういう兼務というのは可能なのでしょうか。事業体が違うという理解をいたしますが、その辺は副市長として、病院事業に対して秘書課の職員が総務課とを兼務するということは、給与面を含めて処遇的には問題ないとお考えですか。

○岡田正文証人 ちょっと言い方がおかしかったのですがけれども、兼務ではなくて併任という形で行かせていただいておりますので、コロナの給付金とかのときと同じように、手伝いに来て、集まってやるというような、それも併任という形でやらせていただいたのですけれども、それと同じように、病院に応援に行っているという形で今はやらせていただいております。

○渡邊千芳委員長 ほかにないですか。

○西垣智委員 全体的なことではよろしいですか。

○渡邊千芳委員長 結構ですよ。

○西垣智委員 先ほどの副市長の答弁で、夏休みの市長のスケジュールのことなのですけれども、市長は秘書課の何名かのアカウントで見られるとのことを言われていたのですけれども、お名前はもう当然伏せていただいて結構なのですけれども、どなたが見られるかというのは、認識はされているのですか。

○岡田正文証人 出発した当時は、私はそれは見られると知りませんでした。

○西垣智委員 ではなくて、答弁された中で見られる人がいるというふうな、市長が言われたわけですね。その見られる人というのは、その時点でどなた、その時点以降でどなたかというのは、認識はされているのですか。

○岡田正文証人 もちろん認識しております。

○西垣智委員 それでは、今の時点で知っているわけですね。

○岡田正文証人 知っています。

○西垣智委員 分かりました。

前回の委員会で秘書課長は知らないというふうに発言されていたのですけれども、そういう、そのほかの秘書課の誰かになるか、秘書課ではないのですかね、誰かになるかとは思うのですけれども、そういうふうな一部の人しか知らないということは、管理上、問題ないというふうに理解されているわけですか。

○岡田正文証人 一部の人しか知らないということではなくて、午前9時から午後5時の基本的な公務のスケジュールというのは秘書課の職員全員が見られました。それ以降のプライベートの部分が見られると、アカウントで管理しており、見られるアカウントと見られないアカウントが、パスワードがあるのですけれども、2人の職員は見られるパスワードを持っていて、それで私的な部分も見られるという状況にあったと私は聞いております。ほかの職員は見られない、私的な部分は見られない、例えば空白で予定ありとしか出ない。そのアカウントをほかの職員は持っていたというふうに認識しております。

○渡邊千芳委員長 ほかはないですか。全体的にもないですか。

(「なし」の声あり)

○渡邊千芳委員長 では、私のほうから1点確認をさせていただきます。このパワハラアンケートとか、今までのこの委員会での証言で、市長からの暴言や理不尽な指示などで職場の雰囲気が悪くなっていたり、組織が萎縮してしまっているというようなことを言われています。副市長としての立場でそう感じているところがありますか。

○岡田正文証人 ほかの職場のことは直接肌では分からないのですけれども、私の前の秘書課の職員の中では、大きな声によって萎縮という、それを誰が言っているのかちょっと分からないのですけれども、大きな声を出されると当然萎縮という反応は返ってくるだろうなという想像はつきます。

○渡邊千芳委員長 それで、副市長の立場として、そういう、いわゆる職場のこの雰囲気をよくしていく、風通しをよくしていくというのは、これは部長がするのか課長がするのか分かりませんが、副市長もそれに対しては対応していかないといけない、改善していかないといけないと思うのですが、その辺りは副市長としてどう考えられて、どう対応しようと思われたか、お伺いします。

○岡田正文証人 もちろんそれは秘書課の職員も、ほかの部署の職員も、そういうことがあれば相談してくれます。相談に来てくれる分については、私はもう常に市長のほうには進言させていただいていると。これからというよりも、これまでのほうがよくしていたと思っております。

○渡邊千芳委員長 それで、改善ができたとお考えかどうか、ちょっとその確認だけさせていただきたいと思います。

○岡田正文証人 人に認めてもらえる程度、いのように全て完璧だというまで改善できたとは思っていないのですけれども、以前よりは少しましになったかなと思っております。

○渡邊千芳委員長 ほかもうないですね。

○藤原美知子委員 パワハラの場合なのですけれどもね、前回の証人尋問の中で、秘書課まで、3階中に聞こえわたるような大声で叱責をされているのを何度も聞いたという話がありますが、同じ市長公室内におられる副市長の耳にはそういう叱責の声はな

かったということでしょうか。

○岡田正文証人 大きな声というのは、これは言い訳ではないのですけれども、私の部屋とかは非常にちょっと、何ていうのですかね、聞こえにくいところがあって、ざわわしているから私が何やねんというふうに聞いたときはありますので、そのときはそうだと思っていますので、先ほども答弁したとおり、間接的には聞いた、直接声が聞こえたわけではないのですけれども、秘書課がざわつという、何か異変というか、あったように思ったので、出て行って何やったんやというように問い合わせたら、こういうことがありましたという話は聞いたことがあります。

○渡邊千芳委員長 では、これで岡田証人に対する尋問を終わります。

岡田証人には本当に長時間ありがとうございました。退室いただいて結構です。ありがとうございました。御苦労さまでした。

(岡田正文証人退室)

○渡邊千芳委員長 委員会冒頭にも申し上げましたが、この後、一般職員1名の証人尋問を行います。一般職員1名への証人尋問については、証人のプライバシーの配慮や発言しやすい環境の整備などの観点から、秘密会として第3委員会室で開催いたしますので、よろしく願いいたします。

なお、秘密会とする調査終了後は、再度こちらの議場に戻り、午後6時以降をめぐりに委員会を再開いたしますので、よろしく願いをいたします。

では、16時半に秘密会を再開をさせていただきます。

では、暫時休憩いたします。よろしく願いいたします。

(午後4時05分休憩)

※秘密会のため議事は公表せず

(午後7時28分再開)

○渡邊千芳委員長 再開いたします。

次に、次回の委員会で出頭を求める証人についてです。

本日、3名の理事者に対する証人尋問が終了しましたが、次回委員会の証人喚問の

対象者について決定したいと思います。

それでは、いかがさせていただきますでしょうか。

○荒木眞澄委員 富田市長のパワハラ疑惑について、アンケート結果に基づき、パワハラを受けた、もしくはパワハラを見たことがあると回答し、本特別委員会に協力を申し出ていただいた方を中心に証人喚問を行ってはいかがでしょうか。

○渡邊千芳委員長 ほかに御意見ございますか。

(「なし」の声あり)

○渡邊千芳委員長 では、ただいまの御意見のとおり、アンケート結果に基づき、パワハラを受けた、もしくはパワハラを見たことがあると回答し、本特別委員会に協力を申し出ていただいた方を中心に証人喚問を行うことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○渡邊千芳委員長 では、そのようにさせていただきます。

次に、本件に関係する者のうち、出頭を請求する者について、いかがさせていただきますでしょうか。

○西垣智委員 事前に配付しています資料に記載の6名の喚問を行ってはいかがでしょうか。

○渡邊千芳委員長 ほかに御意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

○渡邊千芳委員長 では、ただいまの御意見のとおり、配付している資料に記載の6名を喚問するということがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○渡邊千芳委員長 では、富田市長のパワハラ疑惑について、アンケート結果に基づき、パワハラを受けた、もしくはパワハラを見たことがあると回答し、本特別委員会に協力を申し出ていただいた方を中心に、配付している資料に記載の6名について、次回の委員会に証人として出頭を求めることに決定いたしましたので、よろしく願いいたします。

なお、証人喚問実施に際して、前田副委員長より発言を求めていますので、これをお受けいたします。

○前田敏副委員長 今後の証人喚問は、富田市長のパワハラ疑惑に係る非常にセンシティブでデリケートな内容の喚問になることが想定されます。前回の委員会でも申し上げましたが、私といたしましては、これまでから委員からも証人のプライバシーの配慮や発言しやすい環境の整備などの意見があったことに加え、昨年12月22日付で本市の職員組合連合会より渡邊委員長に対する百条委員会における市労連組合員への対応についての申入れを重く受け止め、本委員会の対応として、配付している資料に記載の6名に対する証人喚問の際は、傍聴を認めない秘密会として、なおかつ会場も第3委員会室で開催し、委員外議員の傍聴についても認めず、議事の記録は公表しないことを提案をいたします。以上です。

○渡邊千芳委員長 ただいま前田副委員長から発言がありました件について、いかがさせていただきますでしょうか。異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○渡邊千芳委員長 では、ただいまの御意見のとおり、配付している資料に記載の6名に対する証人喚問の際は、傍聴を認めない秘密会として、第3委員会室で開催し、委員外議員の傍聴についても認めず、議事の記録は公表しないことにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○渡邊千芳委員長 では、そのようにさせていただきます。

次に、証人尋問事項の協議についてです。

本日の尋問同様、証人に出頭を求める際には、当日どのようなことについて証言を求めるか、あらかじめ証言を求める事項を通知しておく必要があります。つきましては、事前に各委員からいただいた御意見を基に、正副委員長で取りまとめた案がございますので、事務局から説明をさせます。

○議会事務局長（梶野祐子） それでは、証人に証言を求める事項案について御説明

を申し上げます。お手元の尋問通告一覧を御参照賜りたいと存じます。

こちらの資料でございますが、証人ごとに証言を求めようとする事項について一覧にしておりますが、6名全員、同じ内容になっております。1、市長からの職員及び自身に対するパワハラについて。2、その他、上記に関連する事項について。以上の事項について、証言を求めようとするものでございます。以上でございます。

○渡邊千芳委員長 説明終わりましたが、証言を求める事項については何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○渡邊千芳委員長 では、これらの事項について、各証人に証言を求めることにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○渡邊千芳委員長 では、そのようにさせていただきます。

次に、証人の尋問方法です。

次回の委員会では、6名の喚問を行うこと、また、内容的にも非常に証人への負担が大きいものと思われるため、証人1人当たりの尋問時間はおおむね1時間程度といたしたいと思います。

また、証人への尋問は、まず、委員長から共通事項について総括的に尋問を行い、委員長の尋問終了後、各委員の個別尋問を行っていただくこととなります。

なお、委員長が行う共通尋問事項の内容及び個別尋問の順序につきましては、各委員からの尋問事項の通告に基づき調整をさせていただき、次回開催の委員会の証人の入室前に皆様に御確認をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、次回の委員会に出頭を求める証人に対する証人出頭要求の内容についてです。

出頭すべき日時、場所について、事務局より説明させます。

○議会事務局長(梶野祐子) それでは、証人に出頭を求めます日時、場所の案について御説明申し上げます。

先ほど御決定いただきましたとおり、次回の委員会において喚問する証人は6名で

ございます。なお、個人情報保護のため、氏名は伏せさせていただきますので、御了承願います。

日程については、2月5日金曜日、まず、Aについては午前10時に、Bについては午前11時に、Cについては午後1時に、Dについては午後2時に、Eについては午後3時に、Fについては午後4時にそれぞれ出頭を求めようとするものでございます。

出頭を求める場所については、いずれも第3委員会室とするものでございます。以上でございます。

○渡邊千芳委員長 説明は終わりましたが、出頭すべき日時、場所について、何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○渡邊千芳委員長 では、ただいまのとおり出頭を求めることでよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○渡邊千芳委員長 では、そのようにさせていただきます。

また、証人に通知する証言を求める事項については、先ほど御協議いただきましたとおり、証人に通知することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○渡邊千芳委員長 では、そのようにさせていただきます。

なお、併せて本委員会の運営要領を証人に送付いたしますので、よろしくお願いたします。

次に、次回、第5回委員会の案件と日程についてです。

第5回委員会では、ただいま決定したとおり、6名に対する証人喚問を実施したいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、第5回委員会については、2月5日金曜日、午前10時から議場にて開催し、そのうち秘密会とする調査については、第3委員会室にて開催したいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○渡邊千芳委員長 では、そのようにさせていただきます。

なお、傍聴人及び報道関係者に申し上げます。次回開催の第5回委員会は、開会及び閉会部分以外の大半を秘密会といたしますので、委員会の傍聴については大半部分ができません。委員会運営について、御理解、御協力のほど、よろしく願いいたします。

では、本日の案件は以上でございますが、何かございませんか。

(「なし」の声あり)

○渡邊千芳委員長 では、以上で第4回富田裕樹市長の不適切な庁舎使用等に関する調査特別委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。ありがとうございました。

(午後7時36分閉会)

富田裕樹市長の不適切な庁舎使用等に関する調査特別委員会

委員長 渡邊 千芳